

# 愛媛県障害者計画



平成27年3月

表 紙

平成26年度「障害者週間のポスター」

愛媛県知事賞（最優秀賞）

大洲市立平野小学校 5年 旭 華恋

## はじめに

県では、障害者施策の基本計画として、昭和 57 年に「心身障害者福祉対策長期指針」、そして平成 7 年及び 17 年には「愛媛県障害者計画」を策定するとともに、障害者計画を具体的に実施するために、「愛媛県障害者施策重点実施計画」（平成 10～19 年度）と「愛媛県障害福祉計画」（平成 18 年度～）を定め、障害保健福祉施策の推進に努めて参りました。



しかしながら、この間、「障害者基本法」の改正をはじめ、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」の制定、「障害者自立支援法」の「障害者総合支援法」への改正など、「障害者権利条約」の批准に向けた障害者施策の集中的な改革が行われ、障害者を取り巻く状況は大きく変わっております。

こうした変化に的確に対応しながら、「障害者が安心して暮らせる共生社会づくり」を進め、「愛顔あふれる愛媛県」の実現を図るため、本県における障害者施策の第 4 次の基本計画となる、新たな「愛媛県障害者計画」を策定いたしました。

本計画では、これまでの「共生社会の実現」、「障害者自身の決定と選択による地域生活の支援」、「総合的な障害保健福祉施策の推進」の三つの基本的方向に、「障害者差別の解消」を加えるとともに、分野別施策の具体的方策に「防犯・防災対策の推進」と「差別の解消及び権利擁護の推進」を追加しています。

今後は、国や市町、関係機関・団体、県民の皆様方と連携のもと、「オール愛媛」で、すべての人が共に暮らし、支え合う「共生社会」の実現を目指し、この計画の実施計画に位置付けている「愛媛県障害福祉計画」と一体的に施策を展開して参りたいと考えておりますので、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見や御助言をいただきました「愛媛県障害者施策推進協議会」並びに「愛媛県障害者自立支援協議会」の委員の皆様をはじめ、関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

平成 27 年 3 月

愛媛県知事 中村時広

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>障害者計画のあらまし</b> .....	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の期間	
3	計画の位置付け	
4	基本的方向	
<b>第2章</b>	<b>障害者を取り巻く状況</b> .....	3
1	本県における障害者の現状	
2	国の障害者制度改革等（前計画策定以降）	
<b>第3章</b>	<b>分野別施策の具体的方策</b> .....	8
第1節	地域生活の支援.....	8
1	相談支援体制の強化	
2	在宅サービス等の充実	
3	障害児支援の充実	
4	福祉用具の普及促進と利用支援	
5	サービスの質の向上	
6	情報・コミュニケーションの充実	
第2節	保健・医療対策の充実.....	13
1	障害の早期発見・治療と原因となる疾病の予防	
2	適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供	
3	精神保健・医療施策の充実	
4	難病等に関する施策の充実	
第3節	特別支援教育の充実.....	17
1	インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進	
2	教育環境の整備	
第4節	雇用・就業、経済的自立の支援.....	20
1	障害者雇用の促進	
2	障害者の職業能力開発等総合的な就労支援	
3	障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	
4	福祉的就労の底上げ	
5	経済的自立の支援	
6	障害者就労施設等からの物品・サービス等の調達機会の確保	

第5節	福祉を支えるひとづくり	24
1	専門職員の養成・確保	
2	ボランティアの育成援助	
3	研修体制の充実	
第6節	まちづくり	27
1	公共的施設と住宅の整備・改善	
2	人にやさしいまちづくりの意識啓発	
3	移動・交通対策の推進	
第7節	防災・防犯対策の推進	31
1	防災対策の推進	
2	防犯対策の推進	
3	消費者トラブルの防止及び被害からの救済	
第8節	差別の解消及び権利擁護の推進	34
1	障害を理由とする差別の解消の推進	
2	障害者の権利擁護の推進	
第9節	生きがいつくり	37
1	スポーツ等の振興	
2	文化芸術活動の推進	
3	障害者の生涯学習体制の充実	
第10節	国際交流の推進	40
1	障害者の国際交流の推進	
2	地域に住む外国人との交流の促進等	
<b>第4章</b>	<b>推進体制</b>	<b>42</b>
1	理解と協力体制づくり	
2	進捗状況の管理及び評価	
資料		
○愛媛県障害者施策推進協議会	委員名簿・条例	45
○愛媛県障害者自立支援協議会	委員名簿・要綱	47
○愛媛県障害者ニーズ調査結果	(概要：抜粋)	49
○用語解説		51

# 第1章 障害者計画のあらまし

## 1 計画策定の趣旨

本県では、昭和57年に県における障害者施策の基本計画として「心身障害者福祉対策長期指針」を、平成7年には第2次計画として「愛媛県障害者計画」を策定、現在は、平成17年3月に策定した、平成17年度から平成26年度までの10年間を計画期間とする第3次となる基本計画にあたる「愛媛県障害者計画」により、障害保健福祉の諸施策を展開しています。

この間、国では、平成18年度に「障害者自立支援法」、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されるとともに、平成18年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」締結に向け、平成23年の「障害者基本法」の改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定、平成24年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の制定、平成25年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定及び「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正、さらには、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の制定など、障害者制度の集中的な改革を行い、平成26年1月、条約が批准されました。

特に、平成23年の「障害者基本法」の改正では、改正前において、障害者が日常生活等において受ける制限は、本人が有する心身の機能の障害に起因するものという「医学的モデル」の考え方でとらえ、障害者の定義を「障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者」としていたところですが、障害者が受ける制限は機能障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとするいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ、障害者の定義を見直し、「障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とされました。

今回の計画は、このような障害者施策の転換に対応し、障害者の高齢化や障害の重度化等、多岐にわたる諸課題に適切に対処し、実効性のある施策を推進していくため、本県における障害保健福祉施策の第4次の基本計画として策定するものです。

## 2 計画の期間

第3次計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10年間としていましたが、社会情勢の変化や社会保障制度の改正等に対応するため、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

## 3 計画の位置付け

この計画は、本県の障害保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針であるとともに、第六次愛媛県長期計画～愛媛の未来づくりプラン～の分野別計画としての一面を併せ持つものであり、県内市町はもとより、関係団体及び県民に広く理解と協力を求めていく本県障害保健福祉施策の基本計画となるものです。

## 4 基本的方向

この計画は、これまでの3次にわたる基本計画において引き継がれてきたノーマライゼーションの理念に基づく障害者保健福祉のさらなる推進を図るとともに、県民の誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものであり、次の4つの基本的方向を掲げ、本県の障害保健福祉施策を推進します。

### (1) 「共生社会」の実現

全ての県民が、障害のある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域で共に暮らし、共に支え合い、そして安心して豊かに暮らすことができる社会、「共生社会」の実現を目指します。

### (2) 障害者自身の決定と選択による地域生活の支援

障害者は、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体であることを踏まえ、障害者自身の主体的な決定と選択にかなったサービスの提供等に努め、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう障害者の地域生活を支援する体制を確立します。

また、障害者施策の策定に当たっては、障害者及び障害者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

### (3) 総合的な障害保健福祉施策の推進

障害の重度化、重複化及び高齢化に対応し、また、障害の種別や特性、年齢等に応じた個々のニーズを的確に把握した効果的な施策推進を図るため、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て関係施策、男女共同参画施策、雇用施策、教育施策等、障害保健福祉施策に関する他の施策や計画等との整合性を確保し、総合的かつ体系的な施策の推進を図ります。

### (4) 障害者差別の解消

障害者の活動を制限し、社会への参加を制約する、障害を理由とする差別的取扱いの禁止及び障害者が日常生活又は社会生活を営むうえで制約となっている社会的障壁の除去に関する取組みを推進し、あらゆる障害者差別の解消に努めます。



## 第2章 障害者を取り巻く状況

### 1 本県における障害者の現状

#### (1) 身体障害者の現状

平成26年3月31日現在の本県における身体障害者手帳の交付者数は、69,557人で、等級別に見ると、うち1・2級の手帳を持っている方が37,883人、3～6級の手帳を持っている方が31,674人おり、1・2級のいわゆる重度障害の方が半数以上を占めています。

年齢区分別に見ると、18歳未満が1,025人(1.5%)、18歳以上65歳未満が16,625人(23.9%)に対して、65歳以上の方が51,907人と全体の74.6%を占めており、平成26年4月1日現在の本県の総人口1,428,946人のうち高齢者人口は409,546人(住民基本台帳に基づく数値)であり、高齢化率は28.7%(高齢者人口等統計表)であることから、身体障害者においては、高齢者の占める割合が非常に高くなっています。

#### 身体障害者手帳実所持者数

平成26年3月31日現在

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
<b>所持者数</b>	<b>25,271</b>	<b>12,612</b>	<b>10,228</b>	<b>14,549</b>	<b>3,448</b>	<b>3,449</b>	<b>69,557</b>
<b>等級別</b>	<b>37,883(54.5%)</b>		<b>31,674(45.5%)</b>				

#### 身体障害者手帳実所持者数年齢別交付状況

平成26年3月31日現在

年齢区分	人数		割合	
<b>0歳～17歳</b>	<b>1,025</b>	<b>1,025</b>	<b>1.5%</b>	<b>(1.5%)</b>
<b>18歳～29歳</b>	<b>1,081</b>	<b>16,625</b>	<b>1.6%</b>	<b>(23.9%)</b>
<b>30歳～59歳</b>	<b>10,009</b>		<b>14.4%</b>	
<b>60歳～64歳</b>	<b>5,535</b>		<b>8.0%</b>	
<b>65歳～69歳</b>	<b>7,328</b>		<b>10.5%</b>	
<b>70歳～74歳</b>	<b>8,428</b>	<b>51,907</b>	<b>12.1%</b>	<b>(74.6%)</b>
<b>75歳以上</b>	<b>36,151</b>		<b>52.0%</b>	
<b>計</b>	<b>69,557</b>	<b>69,557</b>	<b>100.0%</b>	<b>(100.0%)</b>



## (2) 知的障害者の現状

平成 26 年 3 月 31 日現在、本県が知的障害のある方に交付している療育手帳の交付者数は、12,250 人（うち 18 歳未満が 2,695 人、18 歳以上が 9,555 人）で、18 歳未満が 22%を占め、身体障害者に比べると 18 歳未満の割合が非常に高くなっています。

また、療育手帳を所持する人は、年々増加傾向にあり、中でも重度以外に相当する療育手帳Bの所持者数が増加しています。

### 知的障害者手帳(療育手帳)所持者数

(各年度末現在、単位:人)

	年度	21	22	23	24	25
18 歳未満	重度 (A表示)	958	950	950	956	938
	重度以外 (B表示)	1,505	1,578	1,657	1,733	1,757
	計	2,463	2,528	2,607	2,689	2,695
18 歳以上	重度 (A表示)	4,160	4,291	4,368	4,441	4,540
	重度以外 (B表示)	4,200	4,381	4,581	4,789	5,015
	計	8,360	8,672	8,949	9,230	9,555
合計	重度 (A表示)	5,118	5,241	5,318	5,397	5,478
	重度以外 (B表示)	5,705	5,959	6,238	6,522	6,772
	計	10,823	11,200	11,556	11,919	12,250

### (3) 精神障害者の現状

平成 26 年 3 月 31 日現在、本県が精神障害のある方に交付している精神障害者保健福祉手帳の交付者数は 7,111 人ですが、精神科医療機関に入院・通院した精神疾患患者の数は、平成 25 年度は 23,157 人（公費負担対象承認者のみ）となっています。

なお、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は対 21 年度比で 1.3 倍、ここ 10 年間では 2.3 倍以上となっており、大きく増加しています。

#### 精神障害者手帳(精神障害者保健福祉手帳)所持者数

(各年度末現在、単位:人)

	年度	21	22	23	24	25
手帳所持者	1 級	796	899	944	980	1,002
	2 級	4,011	4,337	4,652	4,907	5,230
	3 級	547	525	603	733	879
	計	5,354	5,761	6,199	6,620	7,111
通院医療費公費負担承認者 ①		17,968	18,800	17,810	18,394	19,038
精神科病院入院者数②		4,408	4,326	4,195	4,111	4,119
入院・通院者数(①+②)[再掲]		22,376	23,126	22,005	22,505	23,157

#### (4) 発達障害者(児)の現状

平成 17 年 4 月 1 日に施行された発達障害者支援法では、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

発達障害は、概念的に精神障害に含まれるものとして障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）に基づく障害福祉サービス等の利用対象となっていました。平成 22 年 12 月の法改正により、発達障害者（児）が同法及び児童福祉法における障害者・障害児の範囲に含まれることが明確に規定されました。

なお、発達障害者（児）の人数を把握することは困難ですが、平成 24 年 12 月に文部科学省が公表した調査結果によれば、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒のうち、6.5%程度の児童生徒が、知的発達に遅れはないものの学習面・行動面のいずれか又は両方で著しい困難を示す発達障害の可能性があると推定されています。

#### (5) 難病患者の現状

国は、難病対策として 130 疾患を難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究）の対象とし、そのうち 56 疾患を特定疾患治療研究事業の対象として医療費助成を行ってきました。本県における平成 25 年度の特定疾患医療受給者証の交付者数は、10,542 人となっています。

また、子どもの慢性疾患のうち小児がんなど 514 疾患を、小児慢性特定疾患治療研究事業の対象として医療費助成を行っており、本県における平成 25 年度の小児慢性特定疾患医療受診券の交付者数は、1,363 人となっています。

公平・安定的な難病医療費助成制度を確立するため、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」と「児童福祉法の一部を改正する法律」が平成 26 年 5 月に成立、平成 27 年 1 月 1 日施行され、医療費助成制度が法制化されるとともに、医療費助成の対象疾病が、指定難病は 110 疾病（平成 27 年夏には約 300 疾病）に、小児慢性特定疾病は 704 疾病に拡大されました。

平成 24 年 6 月に成立した「障害者総合支援法」及び「改正児童福祉法」において、平成 25 年 4 月 1 日から、障害者の定義に難病患者等が追加され、特定疾患治療研究事業の対象疾患(56 疾患)を含む 130 疾病について、障害福祉サービス等の利用が可能となりました。

難病法等の施行に伴い、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」のサービスの対象となる疾病も 151 疾病に拡大され、平成 27 年夏にはさらに拡大される予定です。

## 2 国の障害者制度改革等(前計画策定以降)

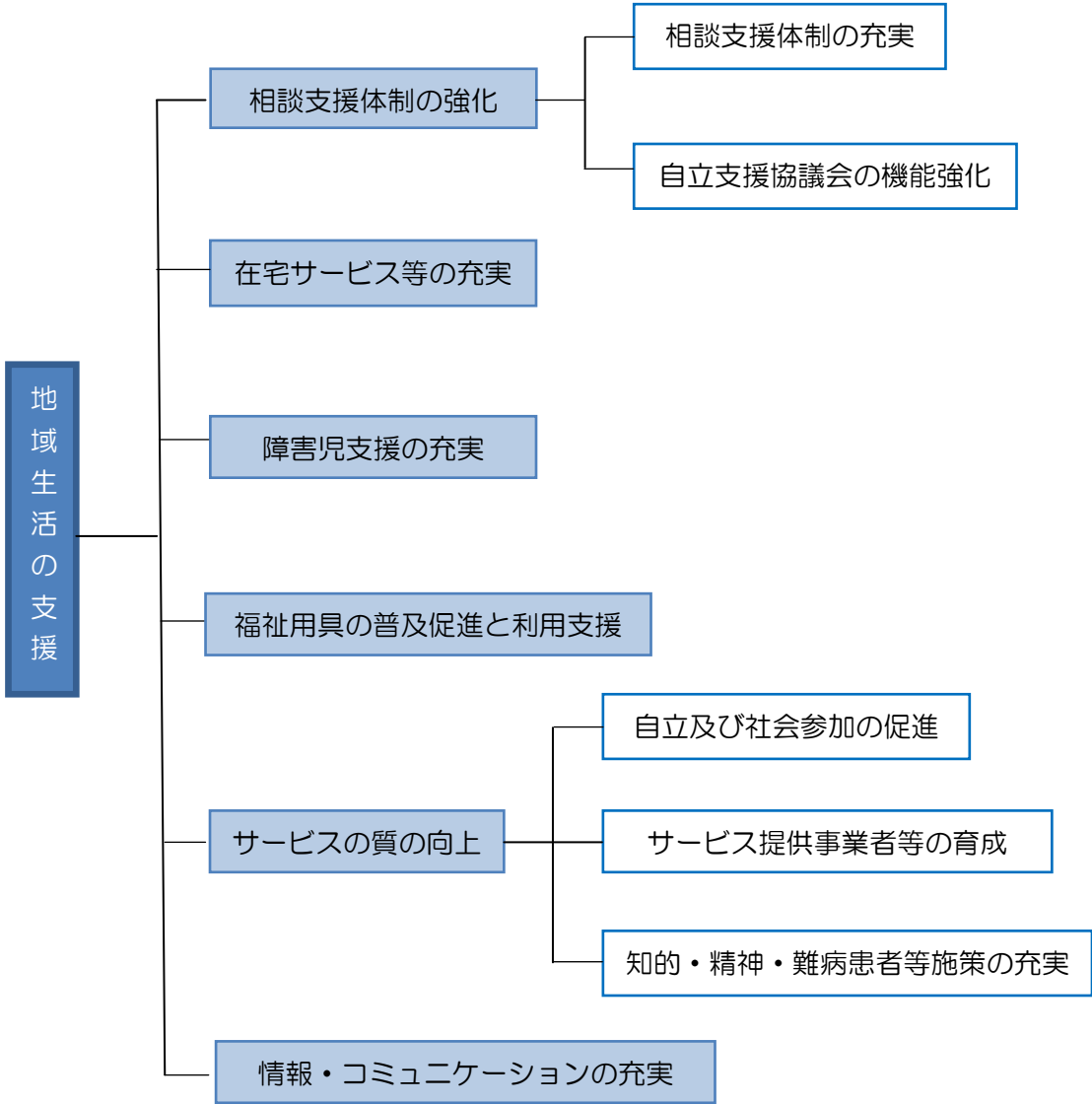
公布年月	事項及び主な内容
平成 16 年 12 月	「発達障害者支援法」(平成 17 年 4 月施行) ・発達障害の早期発見等における国・地方自治体の責務を明確化など
平成 17 年 6 月	「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)の一部を改正する法律」(平成 17 年 10 月施行、一部平成 18 年 4 月施行) ・障害者の雇用促進のため、民間企業・国・地方公共団体に一定割合の障害者雇用の義務付けなど
平成 17 年 10 月	「障害者自立支援法」(平成 18 年 4 月施行、一部 10 月施行) ・就労支援の強化や地域移行の推進など
平成 18 年 6 月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」(平成 18 年 12 月施行) ・公共交通機関・施設等のバリアフリー化の一体的な推進など
平成 18 年 6 月	「学校教育法等の一部を改正する法律」(平成 19 年 4 月施行) ・盲・聾・養護学校の制度を特別支援学校の制度に転換など
平成 20 年 12 月	「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)の一部を改正する法律」(平成 21 年 4 月施行) ・中小企業における障害者雇用の促進や雇用率制度の見直しなど
平成 23 年 6 月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」(平成 24 年 10 月施行) ・虐待を受けた障害者に対する保護、養護者に対する支援など
平成 23 年 7 月	「障害者基本法の一部を改正する法律」(平成 23 年 8 月施行) ・障害者の定義の見直しなど
平成 24 年 6 月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」(平成 25 年 4 月施行、一部平成 26 年 4 月施行) ・障害者自立支援法から改称、障害者の範囲に難病等を加えるなど
平成 24 年 6 月	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」(平成 25 年 4 月施行) ・障害者就労施設等からの優先的な調達の推進など
平成 25 年 6 月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」(平成 28 年 4 月施行) ・障害者に対する差別的取扱いの禁止や社会的障壁の除去を行うための合理的配慮の提供など
平成 25 年 6 月	「障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)の一部を改正する法律」(平成 28 年 4 月施行、一部平成 30 年 4 月施行) ・雇用分野における障害者に対する差別的取り扱いの禁止や社会的障壁の除去を行うための合理的配慮の提供など
平成 25 年 6 月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)の一部を改正する法律」(平成 26 年 4 月施行、一部平成 28 年 4 月施行) ・精神障害者の医療に関する指針の策定や保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直しなど

# 第3章 分野別施策の具体的方策

## 第1節 地域生活の支援

障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現のため、障害者及び障害児が必要な支援を受け、社会参加の機会と自らの選択の機会が確保された日常生活又は社会生活を送ることができるよう、質の高い障害福祉サービス等を提供し、地域生活の支援に努めます。

### 施策の体系



## 現 状 と 課 題

障害者の支援は、障害者の基本的人権を守り、自立と社会参加を進めていくものでなくてはなりません。

国の第2次障害者基本計画（平成15～24年度）で、それまでの「障害者は施設」という認識を改め、障害者の施設等から地域生活への移行を推進する方針が打ち出されたことに伴い、本県でも平成17年度策定の「愛媛県障害者計画」において、3つの基本的方向の一つに「障害者の地域生活の支援」を掲げ、障害者自身が、社会の構成員の一人として主体性、自立性を持ち、身近な地域で暮らすことができるよう、質の高い障害保健福祉サービスの提供等に努めてきました。

今後さらに、障害者の地域生活の支援を推進していくためには、障害者が、住み慣れた地域で、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、保健・福祉・医療、子ども・子育て、雇用、教育等の各分野におけるサービスが有機的に連携され、一元的かつ計画的に提供されるとともに、サービスの量的・質的拡充を図る必要があります。

このため、障害者やその家族が、障害福祉サービスの利用など必要な支援を適切に受けられることができるよう、各分野におけるサービス等に関する情報の提供や助言、適切なサービス等の利用計画を作成するための相談支援体制の強化、地域で安心して生活を営むことができるよう在宅サービスや障害児への支援の充実など、障害福祉サービス等の拡充・強化に引き続き取り組む必要があります。

## 具 体 的 取 組 み

### 相談支援体制の強化

#### (1) 相談支援体制の充実

- ① 障害者が身近な地域で、自らの決定に基づき、気軽に相談することができ、適切な相談支援を受けられる体制を、市町等と連携して構築します。
- ② 相談支援や人材育成のノウハウを有する事業者による質の高い養成研修を実施することにより、障害者一人ひとりの心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況等を踏まえた適切なサービス等利用計画を作成できる相談支援専門員を計画的に養成します。
- ③ 相談支援専門員や市町職員等を対象に、専門的知識を習得するためのスキルアップ研修や相談支援に関するアドバイザーの派遣を実施し、相談支援の質の向上を図ります。
- ④ 障害者の相談等を総合的に行い、地域における相談支援の中心的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進します。
- ⑤ 障害者同士が行う助け合いとして有効かつ貴重な手段とされるピアカウンセリングの担い手である身体障害者相談員、知的障害者相談員等の資質の向上により、相談体制の充実を図ります。また、視覚障害者及び聴覚言語障害者の相談・指導に当たる専門相談員についても、その活用を推進します。

- ⑥ 難病患者及びその家族の療養上又は生活上の悩み、不安等の解消を図るため、難病に関する専門的な相談支援体制の充実に努めます。
- ⑦ 発達障害児・者やその家族に対し、より身近な地域においてライフステージに応じ一貫した支援を行えるよう、市町に相談窓口の設置を促すとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。また、愛媛県発達障害者支援センターでは、市町において解決困難な専門性の高い相談支援や市町担当者の資質向上等の機能を一層強化し、重層的な支援体制の整備を図ります。
- ⑧ 高次脳機能障害について、地域の支援拠点に相談支援コーディネーターを配置し、専門的支援を行うとともに、関係機関と連携することによって、適切な支援体制の整備を図ります。
- ⑨ 児童相談所、更生相談所、保健所等の公的相談機関と地方公共団体が実施する生活支援方策について、都道府県、障害保健福祉圏域及び市町の各レベルでのネットワーク化を図り、障害者が身近な地域で専門的相談を行うことができるよう、その体制整備に努めます。
- ⑩ 愛媛県立子ども療育センターを核に、障害児を対象とした、医療・福祉・教育にわたる総合的な相談支援体制の構築に努めます。
- ⑪ 中央児童相談所、婦人相談所、知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所を統合した福祉総合支援センターを設置し、各種相談に対する一体的な対応の強化を図るとともに、一元的な相談支援体制を構築します。

## (2) 自立支援協議会の機能強化

- ① 障害者等への支援体制における方向性について話し合い、市町自立支援協議会等に対する助言を行う機関として、愛媛県障害者自立支援協議会の体制の充実に努めます。
- ② 各市町自立支援協議会等の圏域単位、地域単位での連携を強化し、情報を各協議会等で共有するとともに、愛媛県障害者自立支援協議会を含めた課題解決の仕組みの確立を図ります。
- ③ 障害者が身近な地域で安心して自立した地域生活を送ることができるよう、市町と連携し、居宅介護等の訪問系サービスや短期入所、生活介護や就労継続支援等の日中活動系サービスの拡充に取り組みます。
- ④ 障害者がそのニーズに応じ、必要なサービスを適切に選択できるよう、制度を周知するとともに、広く情報提供を行うことなどにより、多様なサービスを提供できるよう事業者の参入を促進します。
- ⑤ 障害者支援施設は、障害者の高齢化・重度化に対応する専門的なケアを担うとともに、入所者の地域での自立生活に向けた訓練やグループホーム、公的賃貸住宅、一般住宅への入居支援等に取り組み、施設から地域生活への移行を推進します。
- ⑥ 障害者が地域で生活を送るために、重要な役割を担っているグループホームの設置を促進します。



## 障害児支援の充実

- ① 障害児やその家族が、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく支援給付や支援事業など必要な支援を受けることができる体制の整備を進めます。
- ② 児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）や障害者総合支援法に基づく居宅介護、短期入所、日中一時支援等の拡充を図り、在宅の障害児に対する必要な支援が、身近な地域で受けられる体制づくりを進めます。
- ③ 障害児の保育所や放課後児童クラブでの受け入れを進めるため、障害児保育を担当する保育士及び障害児対応を行う放課後児童支援員等の資質向上を図るとともに、幼稚園における特別支援教育を推進します。
- ④ 障害児やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を地域で提供する体制の整備を進めます。
- ⑤ 発達障害児・者やその家族に対し、より身近な地域においてライフステージに応じ一貫した支援を行えるよう、市町に相談窓口の設置を促すとともに、地域の関係機関によるネットワークを構築します。また、愛媛県発達障害者支援センターでは、市町において解決困難な専門性の高い相談支援や市町担当者の資質向上等の機能を一層強化し、重層的な支援体制の整備を図ります。（再掲）
- ⑥ 障害の重度化・重複化や多様化を踏まえ、「愛媛県立子ども療育センター」等県内13施設で障害児（者）療育支援事業を実施し、関係機関と連携を図りながら、身近な地域で適切な相談や指導を受けることができる環境の整備を進めます。
- ⑦ 愛媛県立子ども療育センターを核に、障害児を対象とした、医療・福祉・教育にわたる総合的な相談支援体制の構築に努めます。（再掲）
- ⑧ 障害に関する専門的機能を有し、障害児やその家族の多様なニーズに対応できる療育機関としての役割を担うことができる児童発達支援センターや障害児入所施設について、その機能の拡充や必要な施設の整備を支援します。

## 福祉用具の普及促進と利用支援

- ① 良質（ユニバーサルデザイン化等）で安価な福祉用具等に関する情報の提供や相談窓口の整備を促進するとともに、研修等を通じて、福祉用具に関する相談等を行う職員の資質向上を図ります。
- ② 身体障害者手帳の対象とならない軽度から中等度の聴覚障害児に対する補聴器の購入助成について、全国共通の制度として実施するよう国に要望するとともに、引き続き市町と協力して助成を行います。
- ③ 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成とこれら補助犬に対する理解を深め、補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図ります。



### (1) 自立及び社会参加の促進

- ① 地域での自立生活を支援するため、相談支援専門員による相談支援体制の整備に加え、障害者同士が行う援助として有効かつ重要な手段とされる当事者による相談活動（ピアカウンセリング）等の推進を図ります。
- ② 障害者が社会の構成員として地域で共に生活し、また、その生活の質的向上が図られるよう、生活訓練、コミュニケーション手段の確保、外出のための移動支援など社会参加促進のための各種サービスを充実します。

### (2) サービス提供事業者等の育成

- ① 相談支援や人材育成についてのノウハウを有する事業者による相談支援従事者研修の実施や市町等への相談支援に関する専門家のアドバイザーとしての派遣等により、相談支援専門員の資質や相談支援機能の向上に努めます。
- ② 障害福祉サービス等の質の向上を図るため、サービスを提供する事業者に対し、指定基準等を遵守した事業運営について指導や監査を実施します。
- ③ 障害福祉サービスに関する苦情に対応するため、県社会福祉協議会が設けている苦情解決体制「運営適正化委員会（救ピット委員会）」の積極的な周知を図り、円滑なサービス利用を支援します。

### (3) 知的・精神・難病患者等施策の充実

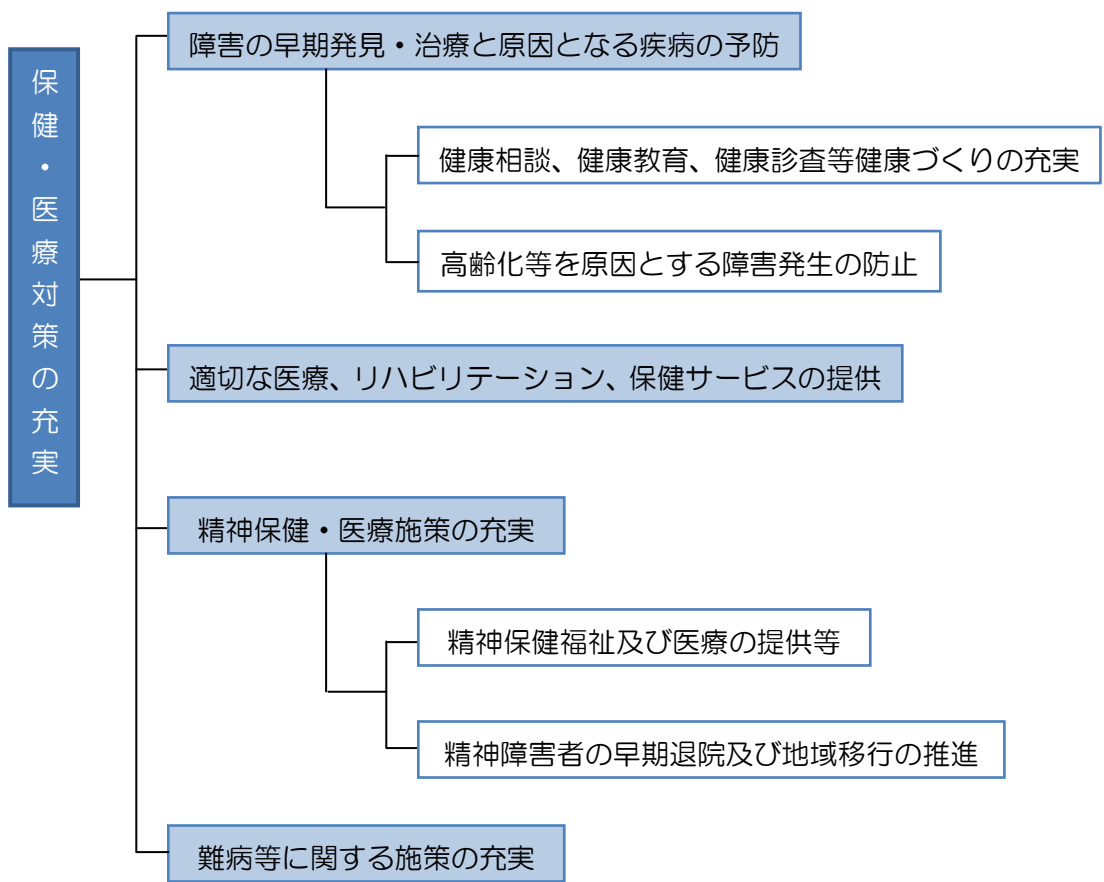
- ① 知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）本人の意向や家族の状況を踏まえ、相談支援等を通じて障害福祉サービスを適切に利用することができる体制を整備します。
- ② 「入院中心から地域生活中心」という精神保健福祉法改正の趣旨を踏まえ、精神科病院における退院促進に向けた取組みを強化するとともに、引き続き精神障害者の地域移行に向けて、地域相談支援や必要なサービスの提供等地域受入体制の整備に努めます。
- ③ 難病患者等に対する福祉サービス等の提供については、各市町において、病状の変化や進行、福祉ニーズ等難病等の特性に配慮して実施されるよう理解と協力の促進を図ります。

- ① 愛媛県視聴覚福祉センターや市町等関係機関と連携し、字幕付きビデオライブラリーの制作及び貸出し、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、障害者が情報を利用しやすい体制の整備に努めます。
- ② 障害者の情報支援や意思疎通支援を行う手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員や点訳奉仕員（ボランティア）等の養成に取り組みます。
- ③ 障害者に対応した情報機器やソフトウェアの情報を提供するとともに、情報やコミュニケーションに関する情報機器の活用方法等の生活訓練を行います。

## 第2節 保健・医療対策の充実

保健・医療対策は、障害のある人もない人も全ての県民が健康で安心して暮らし、健やかで心豊かな人生を送るための重要な要素です。このため、障害の発生予防、早期発見・治療、早期療育、さらには身近な地域における適切な医療、リハビリテーション、保健サービス等の提供に努め、障害者の保健・医療対策の一層の充実を図ります。

### 施策の体系



### 現状と課題

健康であることは、県民全ての願いであり、人生 80 年時代を豊かで生き生きと生活するための基本です。

県においては、平成 13 年に策定した、県民健康づくり計画「健康実現えひめ 2010」に基づき、健康づくりを県民運動として展開してきましたが、平成 25 年 3 月に、県民総ぐるみの健康づくり運動をなお一層充実・発展させるため、平成 25 年度から 35 年度までの 11 年間を計画期間として第 2 次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり 21」を策定し、全ての県民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、人と人とのつながり（地域力）や絆<sup>きずな</sup>を大きな力として、新しい時代の健康づくり運動を展開し、障害者を含めた県民全体の生涯を通じた積極的な健康づくりを推進しています。

障害者に対する適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーションの提供は、障害者が安心して生活を送るうえで欠くことができないものであり、障害者を含めた全ての県民が、共生社会の実現を目指すうえで、障害の原因となる疾病等の予防、治療、リハビリテーション、在宅ケアに至る一貫した保健・医療体制の充実に努める必要があります。

## 具体的取組み

### 障害の早期発見・治療と原因となる疾病の予防

#### (1) 健康相談、健康教育、健康診査等健康づくりの充実

- ① 母親学級、育児学級の充実を図り、障害の発生の予防についての知識の普及に努めます。
- ② 子どもが健やかに生まれる環境づくりのために、生涯を通じた女性の健康支援や市町が実施する妊婦健康診査を充実させるとともに、県立中央病院総合周産期母子医療センターを核とする周産期医療体制の維持・強化を図ります。
- ③ 先天性代謝異常等の早期発見・早期治療により心身障害児の発生を予防するため、新生児マススクリーニング検査を実施します。
- ④ 運動機能障害や知的障害、発達障害等のある子どもについて、早期からの適切な支援を行うために、市町が実施する各種乳幼児健診や医療機関での個別健診等の活用を通して、行政と医療機関との連携による障害児等のフォローアップ体制の充実を図ります。
- ⑤ 母子保健、学校保健、職域保健、地域保健等の充実と、相互の連携を図ります。
- ⑥ 健康的な生活スタイルの確立を目指して、各種団体等で構成する県民健康づくり運動推進会議を中心に、障害者はもとより県民全ての健康づくりを総合的に推進します。
- ⑦ 県内市町の保健活動の場となる市町保健センターの充実を図ります。

#### (2) 高齢化等を原因とする障害発生の防止

- ① 中途視覚障害の主な原因となる糖尿病対策の充実を図ります。
- ② 高齢者が要支援、要介護にならないよう、また、要介護状態が悪化しないよう行われている介護予防事業の利用促進を図り、加齢に伴う障害の発生防止に努めます。
- ③ 第 2 次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり 21」に基づき、生

## 適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供

活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組み、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上を図ることにより、健康寿命の延伸を目指します。

- ① 治療やリハビリテーションにより軽減が期待できる障害については、適切な医療を提供するとともに、医療機関、施設、自宅等のそれぞれの段階におけるリハビリテーション情報を把握しながら適切なリハビリテーションを受けることができる体制の構築を図ります。
- ② 障害者総合支援法に基づく「自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）」に必要な支援を行うとともに、医学的相談体制の整備など、適切な保健・医療サービスの充実を図ります。
- ③ 骨、関節等の機能や感覚器機能の障害及び高次脳機能障害など医学的リハビリテーションによる機能の維持、回復が期待できるものについては、病院から地域等までの一貫した医学的リハビリテーションの確保に努めます。
- ④ 難病及び小児慢性特定疾病患者について、難病の患者に対する医療等に関する法律及び児童福祉法に基づく医療費助成や保健所における医療・福祉の相談事業を推進し、本人及びその家族の精神的、経済的負担の軽減を図るとともに、適切な保健・医療サービスの充実を図ります。
- ⑤ 保健・医療サービス等の提供機関による自主的な情報公開と、第三者評価を推進するとともに、各種行政サービス等を含めた情報を集約し、障害者等が入手しやすい情報提供体制の充実を図ります。
- ⑥ 心身障害児・者の歯科疾患の予防等、口腔の健康の保持・増進を図るため、愛媛県口腔保健センターにおいて診療を行うとともに、老朽化した歯科巡回診療車の更新を行い、より多くの障害者が安心して歯科医療を受けることができる環境を整えます。

## 精神保健・医療施策の充実

### (1) 精神保健福祉及び医療の提供等

- ① 近年、社会生活環境の複雑化によるストレスの増大に伴い、神経症、うつ病等の精神疾患が大幅に増加していることから、保健所及び愛媛県心と体の健康センターを中心とする実施体制のもとに、精神保健知識の普及啓発や精神保健相談の充実に努めます。
- ② 県民の精神的健康の保持・増進、精神障害の発生予防から社会復帰、リハビリテーションまで、精神保健福祉に関して、幅広く、総合的な機能を有する施設として愛媛県心と体の健康センターの充実を図り、その利用を促進します。
- ③ 入院患者の人権に配慮した適切な精神医療を確保するため、精神医療審査会等における定期的な入院審査や精神科病院の実地指導の充実強化に努めます。
- ④ 急な病状悪化による精神科受診患者や精神疾患と身体疾患等とを併発した患者に対する医療体制の充実を図ります。

## 難病等に関する 施策の充実

- ⑤ 認知症患者に対する相談体制の整備を図るとともに、認知症患者の治療促進を図るため精神科病院での専門病棟の整備に努めます。

### (2) 精神障害者の早期退院及び地域移行の推進

- ① 精神科病院、愛媛県心と体の健康センター、保健所、市町担当課等、地域の医療・保健・福祉等関係機関の連携を図り、相談・訪問支援等地域関係機関による支援体制の整備を図ります。
- ② 地域における受け入れ態勢不備のため退院できない、いわゆる社会的入院を解消するため、家族や周囲の理解の促進やグループホームなど住まいの場の確保及び地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）等障害福祉サービスの提供により地域生活への移行を支援します。
- ③ 高齢の精神障害者が地域生活へ移行または地域生活を維持、継続するため、介護給付対象サービス等を必要に応じて提供するための市町の取組みを支援します。

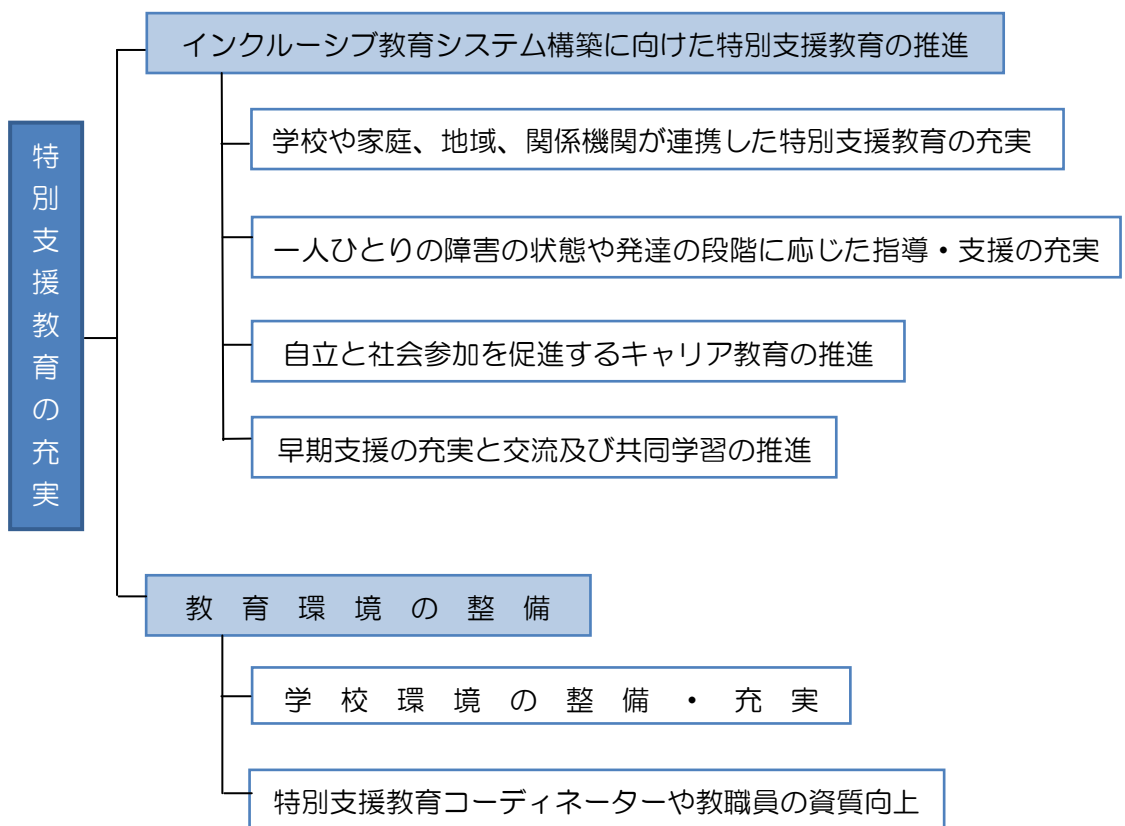
- ① 保健所や難病相談・支援センターにおいて、難病患者等のニーズに対応した日常生活上の悩みや不安に対する相談支援や家族の交流会を行うことによって安定した療養生活の確保と難病患者及び家族の生活の質の向上を図ります。
- ② 難病及び小児慢性特定疾病患者の医療費の自己負担を軽減するため、医療費等の助成を行います。
- ③ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、各市町において、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した対応が実施されるよう理解と協力の促進を図ります。



### 第3節 特別支援教育の充実

障害のある幼児児童生徒が障害のない幼児児童生徒と可能な限り共に学びながら、それぞれの年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、特別支援教育の一層の充実を図ります。

#### 施策の体系



#### 現状と課題

平成18年12月の国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で、障害者が積極的に参加・貢献していくことができる共生社会の形成に向けて、障害のある者とない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの考え方が提唱されました。我が国は同条約を平成26年1月に批准しましたが、それに先立ち、平成23年8月に障害者基本法を改正し、「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにする」ことを目的とした上で、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組みを進めることとしています。



この実現のためには、障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行う特別支援教育の一層の推進が必要となっています。

本県では、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級の在籍者、通級の指導を受けている児童生徒数は年々増加している上、障害の重度・重複化、多様化が進む傾向にあります。また、小・中学校、高等学校等の通常の学級に通うLD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）といった発達障害のある児童生徒への対応が、学校現場の課題として顕在化するなど、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に、きめ細かな教育が提供できる体制づくりが求められています。

そこで、これまで県では、県立特別支援学校の教育環境の整備や教育内容の質の向上を図るとともに、公立の幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校全てにおいて、特別支援教育校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名等による校内支援体制の整備を図るほか、教職員の資質向上、家庭や地域、関係機関との連携協力体制の構築等に取り組んできました。

今後とも、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える特別支援教育の充実を図っていきます。

## 具体的取組み

### インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進

#### (1) 学校や家庭、地域、関係機関が連携した特別支援教育の充実

- ① 地域の学校間連携を推進するとともに、学校と家庭、関係機関等が連携する地域ネットワークを構築し、地域が一体となった指導・支援に取り組めます。
- ② 外部人材を活用した教職員研修の実施や関係機関との連携協力により、特別支援学校のセンター的機能の充実を図り、小・中学校等への支援の拡充に取り組めます。

#### (2) 一人ひとりの障害の状態や発達の段階に応じた指導・支援の充実

- ① 一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」それぞれの充実を図ります。
- ② 障害のある幼児児童生徒に対する合理的配慮については、一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて、設置者・学校が本人・保護者の意見や体制面、財政面等を勘案して、提供に努めます。
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、障害のある幼児児童生徒一人ひとりに合わせた指導・支援の充実を図ります。

#### (3) 自立と社会参加を促進するキャリア教育の推進

- ① 障害の状態や発達の段階に応じたキャリア教育に早期の段階から取り組み、希望する進路の実現につなげます。
- ② 県内の雇用情勢や企業のニーズを踏まえた「愛顔のえひめ特別支援

学校技能検定」を実施し、特別支援学校高等部卒業生の職業的自立を促進します。

#### (4) 早期支援の充実と交流及び共同学習の推進

- ① 障害のある子どもに対する早期からの教育相談を行い、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人の障害の状態や教育的ニーズ、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する体制づくりに取り組みます。
- ② 障害のある幼児児童生徒が障害のない幼児児童生徒と行う交流及び共同学習を推進するとともに、地域住民と活動を共にする機会を積極的に設け、相互理解の促進を図ります。

### 教育環境の整備

#### (1) 学校環境の整備・充実

- ① 東予・南予地域に肢体不自由のある児童生徒を対象とする新居浜特別支援学校川西分校及び宇和特別支援学校肢体不自由部門を開設するほか、在籍幼児児童生徒数の増減や障害の状態に柔軟に対応できるよう特別支援学校の施設・設備の充実を図ります。
- ② 幼児児童生徒が安全に安心して学校生活を送れるよう特別支援学校校舎等の耐震化については、平成27年度末の完了に向けて取り組むとともに、バリアフリー化を一層推進します。
- ③ 障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書をはじめとする教材の提供を推進するとともに、情報通信技術（ICT）の発展等を踏まえつつ、障害の特性や教育的ニーズに応じた支援機器の活用を推進します。
- ④ 特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な幼児児童生徒に対応するため、適切に看護師を配置するとともに、たん吸引等を実施できる教員の養成を進めます。

#### (2) 特別支援教育コーディネーターや教職員の資質向上

- ① 愛媛大学との連携による専門的な研修により、特別支援教育コーディネーターや特別支援教育に関わる教員の専門性と指導力向上に努めます。
- ② 全ての教職員が特別支援教育に関して、一定レベルの知識を習得できるよう研修内容の充実を図ります。

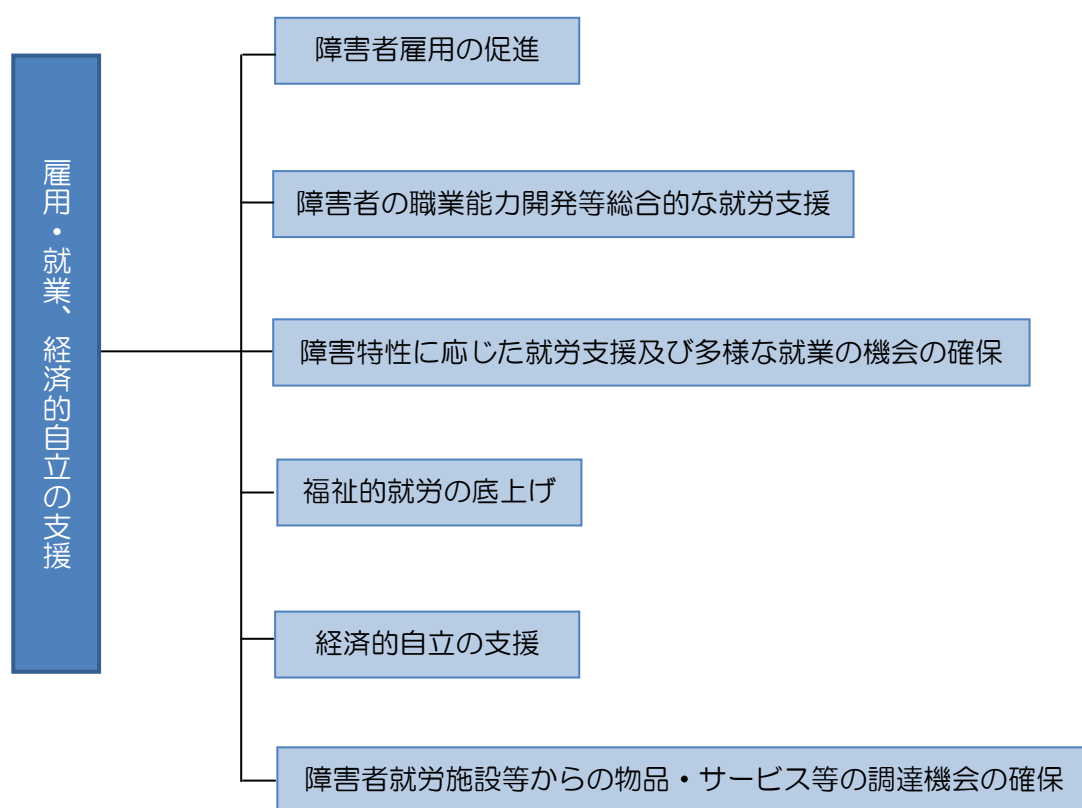




## 第4節 雇用・就業、経済的自立の支援

雇用・就業対策は、障害者の地域生活を支える重要な柱の一つであり、働く意欲のある障害者の雇用や就業を促進するため、能力、適性に応じた雇用・就業機会の拡大、職業能力開発等について、労働、保健、福祉、教育等の関係部門・諸機関の連携により支援を行います。

### 施策の体系



### 現状と課題

障害者が、地域において自立して生きがいのある生活を送ることができるようにするためには、経済的な基盤の確立が不可欠であり、その前提として、障害者がその適性に応じて能力を最大限に発揮して働くことにより社会参加できる環境を整備するなど、関係機関の連携による一体的・総合的な支援が求められています。

このため、障害者の雇用、職場定着等に向けた労働、保健、福祉、教育等の関係部門・諸機関

の連携・支援体制を構築したうえで、企業における障害者雇用への理解と取組みの促進、障害者の職業能力開発の推進、労働条件や人権に配慮したうえでの障害者の能力や特性等に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保等に取り組む必要があります。

また、企業などでの一般就労が困難な障害者にとっては、障害福祉サービスとして提供される就労継続支援事業所での就労などの福祉的就労は、働く実感や喜びなど生きがいを得る場として重要な役割を果たしており、福祉的就労における工賃の引上げに向けた取組みが必要です。

本県における障害者実雇用率は、平成3年に1.65%（全国1.32%、当時の法定雇用率1.6%）を記録して以来徐々に下降し、平成14年には1.46%（全国1.47%、平成10年以降法定雇用率1.8%）になりました。その後、回復に転じ、平成26年度には1.74%（全国1.82%）まで上昇しましたが、平成25年4月から法定雇用率が2.0%に引き上げられましたので、今後も引き続き障害者雇用の促進に取り組んでいく必要があります。

## 具体的取組み

### 障害者雇用の促進

障害者の雇用促進を効果的に行うため、障害者の職業生活全般にわたり労働、保健、福祉、教育等の関係部門・諸機関が連携を図りながら施策を推進します。

- ① 障害者雇用率制度の周知・啓発を図るとともに、障害者を積極的に雇用する企業に対する顕彰制度のほか、障害者を雇用する義務のある企業等に対して、法定雇用率（2.0%）の達成に向けた取組みを推進するよう働き掛け、併せて、各種助成金や支援措置の周知及び障害者雇用に関するノウハウの提供等を行います。
- ② 障害者の職場見学、実習及び就労先受入企業の開拓、企業への障害者雇用に対する理解促進を図り、障害者と企業とのマッチングを支援します。
- ③ 県の物品調達等において障害者を雇用する企業に対する優遇措置を実施し、県内企業の障害者雇用を促進します。
- ④ 精神障害者について、平成25年の障害者雇用促進法の改正により精神障害者の雇用が義務化されること（平成30年4月施行）を踏まえ、これまで以上に関係者の理解を図りながら、その雇用の促進や職場定着等、雇用の安定について周知・啓発を行います。
- ⑤ 一般企業等への就職につなげることを目的として、知的障害者等を県の非常勤職員として雇用し、1～3年の業務を経験するチャレンジ雇用の実施を検討します。

### 障害者の職業能力開発等総合的な就労支援

- ① 福祉、教育、医療等から雇用への移行を一層推進するため、県内6つの障害保健福祉圏域毎に設置している障害者就業・生活支援センターを活用して、障害者の就業面、生活面における相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図り、雇用前から雇用後の職場定着まで一貫した支援を積極的に実施します。

## 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

- ② 障害者トライアル雇用（一定期間の試行的雇用）、ジョブコーチ（職場適応援助者）の派遣、特別支援学校による職場体験としての現場実習等を通して、企業の障害者雇用への理解を促進し、雇用への移行を支援します。
- ③ 高等技術専門学校において、障害者を対象として、その特性に応じた職業訓練を実施するなど、障害者の就労に繋げる支援体制の整備を図ります。
- ④ 障害者が身近な地域で可能な限り多くの訓練機会を得られるよう、民間の教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人等多様な職業能力開発資源を活用した委託訓練を実施します。
- ⑤ 一般就労をより促進するため、就労移行支援事業所等において、障害者雇用に積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図ります。
- ⑥ 特別支援学校卒業生の企業への就労を進めるため、労働機関、福祉機関等との十分な連携の下、生徒一人ひとりの将来の就業に向けた個別の支援計画を策定、活用するなど在学中から卒業後までを通じた適切な支援を行います。

## 福祉的就労の底上げ

- ① 精神障害、発達障害等の特性に応じた支援の充実・強化について、公共職業安定所（ハローワーク）等関係機関と連携して取り組むとともに、採用後に障害を有することとなった方についても、円滑な職場復帰及び定着等、雇用の安定について支援します。
- ② 障害者の能力や特性に応じた働き方を支援するため、短時間雇用、在宅就業等に対応した障害者の雇用機会の拡大を図るとともに、情報通信技術（ICT）を活用した働き方について、必要な支援、環境づくりに取り組みます。
- ③ 難病患者の雇用の促進のため、難病相談・支援センターや公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関が連携し、就労における相談、情報提供等を行います。
- ④ 農業法人や関係団体等と連携し、農業分野における情報提供に努めるとともに、障害者の就労訓練や雇用を目的とした農園の整備等を促進し、農業分野への障害者就労を支援します。

## 経済的自立の支援

- ① 就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、事業所の経営力強化に向けた支援や共同受注化の推進等「愛媛県障害者工賃向上計画」に基づいた取組みを推進します。
- ② 地域活動支援センターにおける創作活動や生産活動、小規模作業所における社会適応訓練等を支援し、日常生活の充実や社会復帰の促進を図ります。
- ① 障害年金等の受給資格を有する障害者が、制度の不知・無理解により年金等を受け取ることができないことがないように制度の周知に努

**障害者就労施設  
等からの物品・  
サービス等の調  
達機会の確保**

めます。

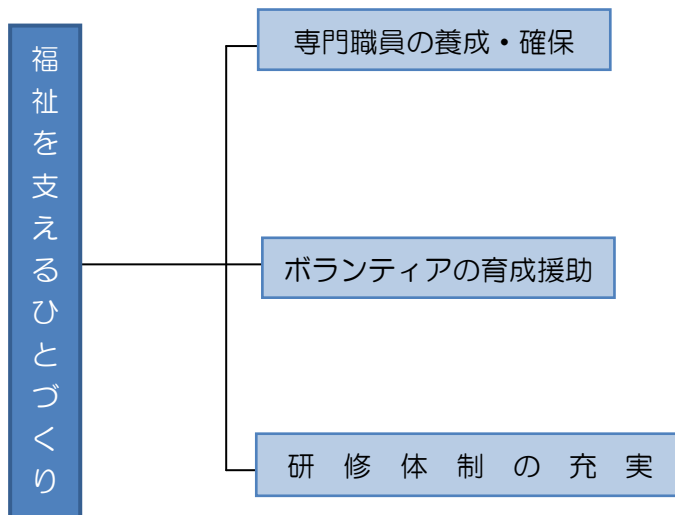
- ② 心身障害者扶養共済制度(条例に基づいて心身障害のある方に対して終身一定額の年金を支給する制度)の広報・啓発を行うことにより、加入を促進し、制度の維持・活用を図ります。
  - ③ 県が所有・管理する施設の利用等に当たり、障害者にとっての必要性や利用実態を踏まえながら、利用料等に対する割引・減免等の措置を講じます。
  - ④ 就労継続支援B型事業所等における工賃の向上に向け、事業所の経営力強化に向けた支援や共同受注化の推進等「愛媛県障害者工賃向上計画」に基づいた取組みを推進します。(再掲)
- ① 「障害者優先調達推進法」の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るために「愛媛県調達方針」を定め、全庁的に、可能な限り幅広い分野からの調達に努めます。
  - ② 県庁舎内や県・関係団体が主催する行事等において、物品の販売機会を確保することに配慮し、一般県民からの調達機会の確保に努めます。
  - ③ 障害者就労施設等の受注の拡大を図るため、市町や関係団体等と連携しながら、障害者就労施設等からの調達を全県的に推進します。



## 第5節 福祉を支えるひとづくり

高齢化の進行や障害の重度化、重複化等により、障害者の介護ニーズや福祉サービスに対するニーズも多様化しています。これらのニーズに対応するため、保健・医療・福祉各分野における人的資源（マンパワー）の養成、確保に努めます。

### 施策の体系



### 現状と課題

人口の高齢化、核家族化等の進行によって、従来、家庭や地域社会が担ってきた介護機能は著しく低下しています。また、障害者、高齢者の増加に伴い、障害福祉サービスの利用者数は着実に増加していることに加え、障害の重度化・重複化及び生活様式、意識の変化による各種ニーズの高度化、多様化が進んでいます。

このようなニーズに適切に対応し、障害者が住み慣れた地域で、進んで社会に参加しながら、生き生きと、自立した生活が送れるようにするためには、福祉をはじめとする保健、医療等各種のサービスを提供する様々な専門的知識や技術を有した人々の支えや、ボランティア、NPOなどを中心とした地域住民の幅広い支えが不可欠であり、さらには、身近な地域で相談支援等を行う相談支援専門員や障害福祉サービスの提供に係る管理を行うサービス管理責任者等の確保も重要です。

このため、保健、医療、福祉等各方面における質の高い人材・人的資源の養成・確保は、今後重要な課題であり、特に、障害者の地域生活を支えるためには、これらの知識や技術を有した

人々による連携が強く求められることから、確かな専門性ととも、障害そのものに対してより深い理解を有した多様な人材の養成・確保及び資質の維持・向上が必要になってきています。

## 具体的取組み

### 専門職員の養成・確保

- ① 県福祉人材センター等の充実、強化等により有資格者の掘り起こし等、人材の確保に努めます。
- ② 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士などの人材の養成に努めます。
- ③ 看護師等の養成施設の充実を図るとともに、看護教員や実習施設の確保に努め、教育内容の充実を促進します。
- ④ 県総合保健福祉センター、心と体の健康センター及び保健所等の職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。
- ⑤ 理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士等の医学的リハビリテーションに従事する者やホームヘルパー、移動介護従業者（ガイドヘルパー）等の質的・量的な充実を図ります。
- ⑥ 視覚障害者、聴覚障害者及び音声機能障害者の日常生活上のコミュニケーションを確保するため、手話奉仕員・通訳者、点訳奉仕員、音訳奉仕員、要約筆記者、盲ろう者通訳・ガイドヘルパー、歩行訓練指導員、発声訓練指導員など専門的な人材の養成に努めます。
- ⑦ 社会福祉施設の施設、設備等の改善や業務の省力化など社会福祉事業従事者の働きやすい職場環境の整備を進めます。
- ⑧ 福利厚生センター（ソウェルクラブ）への加入を促進するなど社会福祉事業従事者の健康増進やレクリエーション事業等の福利厚生事業の充実を努めます。
- ⑨ 障害者の相談支援等を行う相談支援専門員、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行うサービス管理責任者及び障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う児童発達支援管理責任者の業務従事に必要な資格取得のための研修を、人材育成のノウハウを有する事業者の指定により実施し、サービス提供に必要な人材を養成します。

### ボランティアの育成援助

- ① 県ボランティア・市民活動センターと連携し、ボランティア活動に必要な知識、技術等に関する研修の充実を図ります。
- ② ボランティア情報の提供サイトである愛媛ボランティアネットの活用を推進し、地域のボランティア活動の相談窓口、NPO等の活動推進団体等に対して、専門的な情報の提供を行います。
- ③ ボランティア活動について、啓発広報活動や福祉教育を促進するとともに、地域活動団体や企業等多様な主体が、自主的かつ主体的に参



## 研修体制の充実

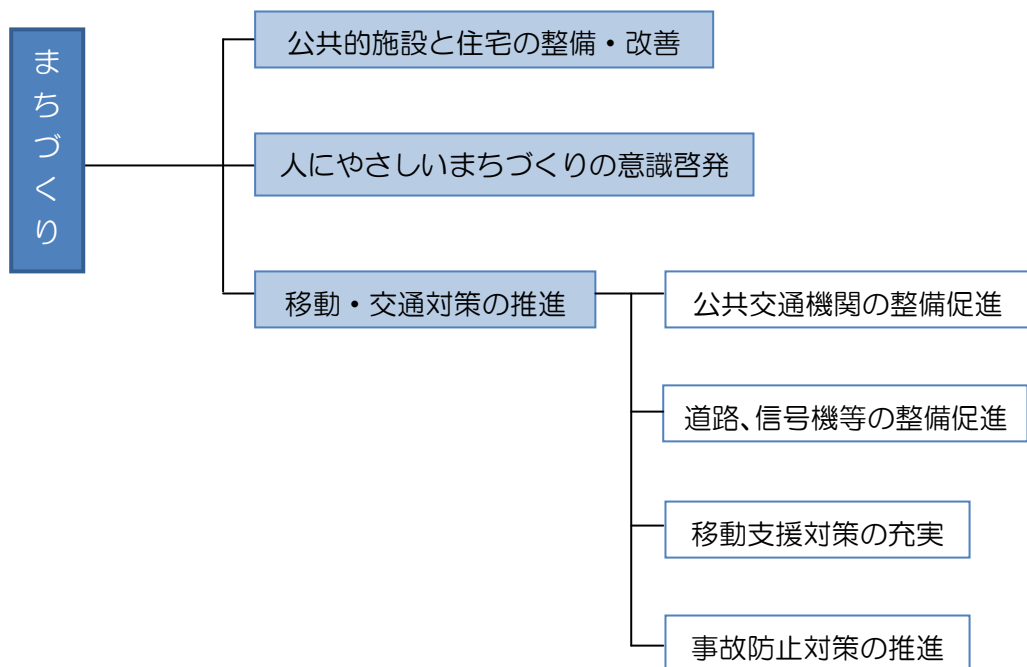
画できる仕組みづくりに取り組みます。

- ① 専門業務に従事する職員に対し、総合的な知識、技術を身に付けることを目的とした専門研修を実施し、資質の向上に努めます。
- ② 専門職員の海外研修制度などを検討し、幅広い視野を持った人材の養成に努めます。
- ③ 県在宅介護研修センターの活用を図り、家庭介護の知識と技術の普及に努めます。
- ④ 介護に関する知識や技術を普及させるため、家庭介護者が気軽に参加できるよう配慮するなど多種・多様な研修の場づくりに努めます。

## 第6節 まちづくり

障害者が住み慣れた地域社会の中で、安全で快適かつ文化的な生活を営むことができるよう、公共的施設や住宅の整備促進、人にやさしいまちづくりの意識啓発、移動・交通対策の推進を図り、誰もが住みやすい生活環境の整備に努めます。

### 施策の体系



### 現状と課題

障害のある人も、ない人も、地域社会の一員として、安全で、快適かつ文化的な生活を営むことができるよう、誰もが住みやすい生活環境が整備されなければなりません。

その具体化を図るため、平成 6 年に建築物のバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)が制定されるとともに、平成 12 年には公共交通機関や駅などの旅客施設を中心にバリアフリー化を進める「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)が制定され、平成 14 年に制定された「身体障害者補助犬法」を含め、障害者の社会参加と移動支援が推進されてきました。

その後、平成 18 年に、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進



に関する法律」(交通バリアフリー法)と「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)を統合・拡充した新しい法律として、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が策定され、一体的・総合的なバリアフリー化が推進されています。

また、県においては、平成8年に制定した「人にやさしいまちづくり条例」に基づき、人にやさしいまちづくりに関する意識啓発と諸施策の総合的かつ計画的な推進を図り、障害者、高齢者等が円滑に利用できる施設の整備促進に努めているところです。

建築物、道路、旅客施設、住宅等における物理的な障害の除去など、バリアフリーとユニバーサルデザインの観点に立った、生活環境面における各種の改善は、障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための基礎的な条件であり、ノーマライゼーションの理念と共生社会の実現のためにも、より一層の改善を図ることが必要です。

## 具体的取組み

### 公共的施設と住宅の整備・改善

- ① 県や市町が設置・管理する官公庁施設、交通施設その他の公共施設については、バリアフリーに配慮し、障害者が円滑に利用できるような必要な配慮をします。
- ② 民間の事業者が設置・管理する公共的施設については、障害者の利用の便宜を図る適切な配慮がなされるよう、関係機関が必要な助言・指導を行いつつ、民間事業者の自発的な行動を尊重し、促しながら、その整備・改善を進めます。
- ③ 障害者が行うバリアフリー改修等を促進し、日常生活上の便宜を図るため、市町を通じた日常生活用具の給付又は貸与や用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。
- ④ 愛媛県地域住宅計画に基づき、既存の県営住宅の計画的なバリアフリー改修事業を行うことにより、高齢者及び障害者の居住の円滑化を図ります。
- ⑤ 一般住宅について、高齢者や障害者に配慮した住宅構造・設備とするため、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」(平成13年国土交通省告示：平成21年改正)の普及啓発を行います。特に、公営住宅については、その先導的役割が担えるよう安全性、利便性に配慮したモデル的な整備を行います。
- ⑥ 障害者等の民間住宅への円滑な入居の促進を図るため「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(住宅セーフティネット法)に基づく居住支援協議会を設立し、必要な情報の提供や相談支援体制の整備を促進します。
- ⑦ 障害者が日常生活上の相談援助等を受けながら地域で自立した生活を送ることができるグループホームや公営住宅等の公的賃貸住宅の整備を促進します。
- ⑧ グループホームで生活する障害者が安心して生活できるよう、建築基準法、消防法等の基準に適合させるよう防火安全体制の強化を図ります。

## 人にやさしいまちづくりの意識啓発

人にやさしいまちづくりを進めるためには、ハード面での整備に加えて、県民全体がその必要性に対する理解を深め、積極的に参加・協力することが非常に重要です。

このため、バリアフリー新法と「人にやさしいまちづくり条例」の理念の普及・啓発について積極的に取り組むとともに、子どもから大人まで、広く県民意識の高揚に努め、障害者が安心・快適に暮らせるまちづくりを推進します。

特に、歩行が困難な身体障害者等に供する目的で公共施設等に設置された専用駐車スペースの適正な利用を働きかけるため、身体障害者等駐車場利用証制度（パーキングパーミット制度）の普及に努め、歩行困難者の方々に配慮した共生社会づくりを推進します。

## 移動・交通対策の推進

### (1) 公共交通機関の整備促進

- ① 旅客施設（鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナル）におけるエレベーター等の設置、段差の解消、改札口の拡幅、ホームにおける警告・案内ブロックの設置等の整備に加え、障害対応サービスの向上を推進します。
- ② 車両等（鉄軌道車両、乗合バス、船舶及び航空機）については、バリアフリー新法等を踏まえて、低床式路面電車（L R T）や低床バスの導入、乗降を円滑にする乗降装置の設置、車内の車椅子スペースの確保等を推進します。
- ③ 公共交通機関の旅客施設及び車内において、触知案内板の設置、音声・視覚両面からの案内表示等情報案内システムの整備等、障害特性に配慮した案内表示や情報提供の充実を推進します。

### (2) 道路、信号機等の整備促進

- ① 道路の整備に当たっては、歩道の幅員の確保と段差の切り下げ、無電柱化等の推進、視覚障害者誘導用ブロック、音声案内設備や案内標識の効果的な設置など、障害者等にやさしい通行空間の確保に努めます。
- ② 信号機については、灯器のLED化、音響機能や歩行者用青時間延長機能の付加、歩車分離式信号機の運用など、障害者等の安全かつ円滑な通行を確保するとともに、障害特性に対応した見やすく分かりやすい道路標識及び道路標示の整備を図ります。

### (3) 移動支援対策の充実

- ① リフト付きバスの運行、障害者用に改造された自動車への助成、運転免許取得に対する助成、身体障害者補助犬の給付、ガイドヘルパーの養成・派遣など、多様な移動対策の充実を図ります。
- ② 公共交通機関やタクシーの運賃割引、有料道路や高速自動車道の通行料金の割引等について、その制度拡大（特に精神障害者）が図られるよう、関係機関への働きかけを継続強化します。

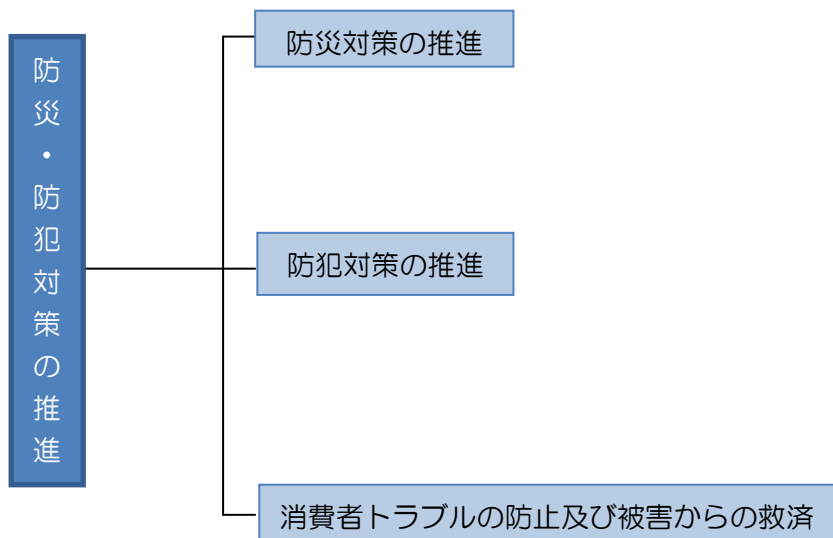
#### (4) 事故防止対策の推進

- ① 障害者（児）の交通事故を未然に防止するため、障害者（児）の学習機会の増加や交通事故防止の啓発に努めます。
- ② 交通事故のない安全で快適な地域づくりを進め、交通事故による障害の発生を防ぐため、交通安全県民運動等を積極的に推進します。

## 第7節 防災・防犯対策の推進

障害者が地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図るため、災害時の障害者支援体制の整備や防犯に対する意識啓発、悪質商法などによる被害防止に努めます。

### 施策の体系



### 現状と課題

平成23年3月11日に三陸沖で発生した東北地方太平洋沖地震は、震度7の強い揺れと国内観測史上最大の津波を伴い、東北・関東地方を中心とする広い範囲に甚大な被害をもたらし、東日本大震災と呼ばれています。

この震災時には、車椅子利用の障害者が逃げ遅れたり、聴覚障害者に災害情報が伝わらなかったりするなど、災害時の障害者支援の在り方が大きな問題となりました。

本県においても、南海トラフを発生源とする大地震（南海トラフ地震）が、今後、高い確率で発生することが予想されており、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む）、難病患者、妊産婦、乳幼児その他の特に配慮を要する方（要配慮者）や、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方（避難行動要支援者）の安全を確

保することが重要な課題となっています。

このため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報を把握し、関係者と共有することにより情報伝達体制を整備するとともに、自らの安全は自らで守る「自助」、地域において互いに助け合う「共助」、県及び市町等の公的機関がこれらを補完しつつ行う「公助」を基本として各関係機関が連携し、様々な災害に備える必要があります。

また、障害者が犯罪や悪質商法による消費者被害等に巻き込まれないために、障害者の防犯及び消費者トラブルに対する意識の高揚を図るとともに、防犯対策や消費者被害の未然防止に向けた仕組みづくりが大切です。

## 具体的取組み

### 防災対策の推進

- ① 愛媛県地域防災計画に基づき、障害者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下で、地域の実情や各指定事業所、個々の障害者の特性に応じた避難支援プランの策定、防災訓練等の実施等の取組み等を促進し、災害に強い地域づくりを推進します。
- ② 災害発生時及び災害が発生するおそれがある場合において、障害者に対して迅速かつ適切に必要な情報を伝達できる体制の整備に取り組めます。
- ③ 高齢者や障害者が災害や異変、事故等に見舞われた際の、関係機関への緊急通報システムの整備を促進するとともに、市町と連携して、障害者の特性に配慮した防災機器等や聴覚障害者用通信装置・情報受信装置、火災警報器、自動消火器等必要な日常生活用具の普及を図ります。
- ④ 災害時に支援が必要な障害者（避難行動要支援者）について、情報収集や避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難支援ができるよう、市町における体制整備を支援します。
- ⑤ 災害時に、障害者が避難所（特に福祉避難所）において、必要な物資の確保を含め、障害特性に応じた支援を受けることができるよう、市町における手話や要約筆記による情報支援を行う者の養成や、障害者意思表示カードの導入等を支援します。
- ⑥ 災害発生時・後の福祉・医療サービスの提供について、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組めます。
- ⑦ 自力避難の困難な障害者等が利用する福祉施設等が立地する土砂災害のおそれのある箇所において、重点的に土砂災害対策に取り組めます。
- ⑧ 指定障害福祉サービス事業所等における防災計画の作成や避難訓練の実施、生活物資の備蓄等を促し、災害発生時に適切に対応できる体制の整備を図ります。

### 防犯対策の推進

- ① 平成25年4月に施行された「愛媛県犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくり条例」に基づき、地域住民、事業所、関係機関・団体、

## 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

自治体等と協働して、県民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪の抑止のための生活環境整備に取り組みます。

- ② 事件・事故時のファクシミリ、電子メール、携帯電話等による緊急通報について、その利用の促進を図るとともに、事案の内容に応じた迅速・適切な対応を行います。
- ① 障害者の消費者トラブルや被害からの救済に関して必要な情報を提供し、県消費生活センターや市町の相談窓口を広く周知することにより、障害者の消費者被害の未然防止・拡大防止に努めます。
- ② 障害者団体、消費者団体、福祉関係団体、行政等見守りネットワークとの連携・協働により障害者の消費者トラブル防止及び早期発見に努めます。
- ③ 県消費生活センター等におけるファックスやメール等での消費者相談の受付など、個々の障害者の特性に配慮した消費生活相談に努めます。
- ④ 「愛媛県消費者教育推進計画」を踏まえ、障害者及び障害者の支援者を対象とする各種行事や研修会において、出前講座を実施するとともに各種消費者関係行事や研修への障害者及び障害者の支援者の参加を促進することにより、障害者等に対する消費者教育を推進します。



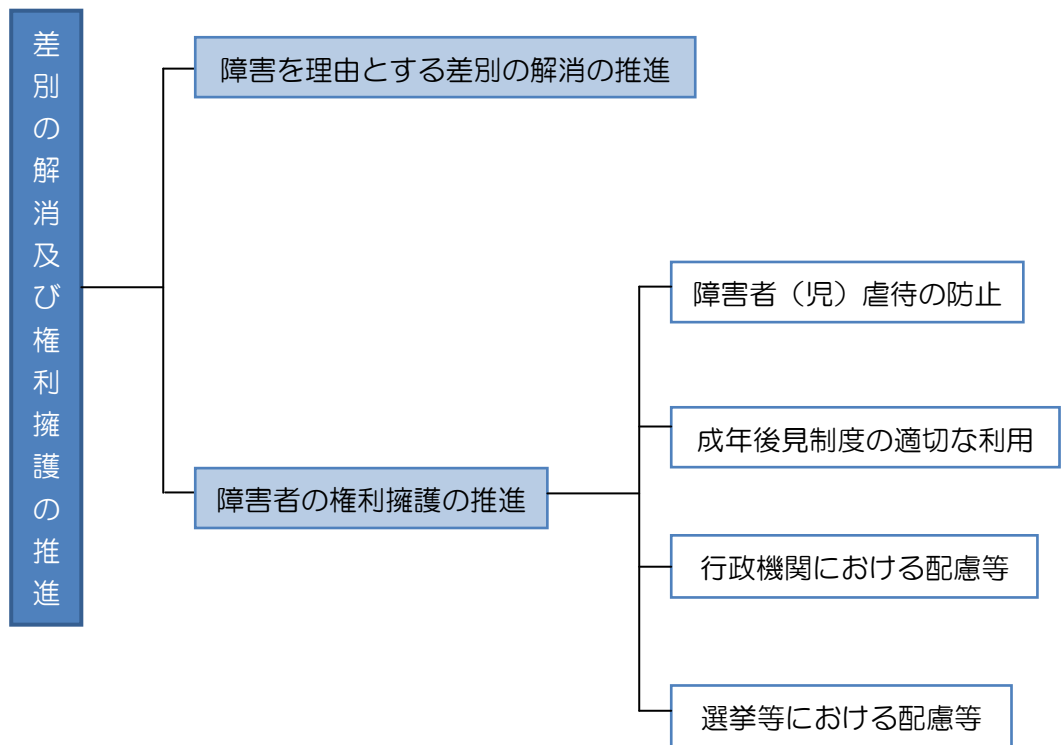


## 第8節 差別の解消及び権利擁護の推進

全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成 25 年 6 月に制定された「障害者差別解消法」に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

また、「障害者虐待防止法」に基づく障害者虐待の防止等、障害者の権利擁護のための取組みを進めます。

### 施策の体系



### 現状と課題

障害者の基本的人権を守り、自立と社会参加を支援し、障害のある人もない人も地域で共に安心して暮らしていくためには、障害を理由とする差別その他の権利利益を侵害する行為をなくしていく必要があります。

平成 18 年 12 月、国際連合の総会で障害者に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択され、我が国も平成 19 年に署名しましたが、我が国は

条約の締結に先立ち、国内法の整備を推進し、平成 23 年には「障害者基本法」の改正及び「障害者虐待防止法」の制定、平成 24 年には「障害者優先調達推進法」の制定及び「障害者自立支援法」の改正（「障害者総合支援法」の制定）、平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定等を行い、これらにより国内環境が整ったとして、平成 26 年 1 月に障害者権利条約を締結しました。

この障害者差別解消法では、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、提供に当たって場所・時間帯等を制限する、障害のない人に対しては付されない条件を付けるなど、「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、日常生活や社会生活を営む上で制約となっている事物、制度、慣行、観念その他一切の「社会的障壁」を取り除くための「合理的配慮の提供」が求められています。

県としても、平成 28 年 4 月の施行に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）等の内容を踏まえ、準備を進めます。

また、平成 24 年 10 月施行の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」や、議員提案により、家庭内暴力・虐待の根絶を目的に平成 26 年 3 月 28 日に施行された「愛媛県家庭における暴力及び虐待の防止並びに被害者の保護等推進条例（家庭における絆見守り条例）」に基づく障害者虐待の防止に向けた取組みを推進するとともに、成年後見制度の利用促進など、障害者の権利を擁護する取組みを支援していきます。

## 具体的取組み

### 障害を理由とする差別の解消の推進

- ① 平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の円滑な施行に向け、国が策定する基本方針、対応要領及び対応指針等に基づき、法の趣旨、目的等に関する効果的な広報・啓発活動及び相談・紛争解決体制の整備を図るなどの準備を進めます。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
- ② 障害のある人もない人も共に安心して暮らすことができる差別のない社会の実現のため、障害者差別の禁止に関する条例の制定について、その必要性を含め検討します。
- ③ 雇用分野における障害者に対する差別の禁止等の措置（合理的配慮の提供義務）が規定された改正障害者雇用促進法（平成 28 年 4 月施行）に基づき、障害者と健常者との均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、障害者の有する能力を有効に発揮できる職場づくりを目指します。
- ④ 差別は、県民一人ひとりの障害に対する知識の不足、障害者に対する意識の偏りに起因する面も大きいと考えられ、県民全体の理解と関心を得ることが重要であることから、差別の解消に向けた普及啓発に努めるとともに、県関係機関等の連携を図ります。



## 障害者の権利擁護の推進

### (1) 障害者(児)虐待の防止

- ① 障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待防止対策セミナー等研修会を開催することにより、一般の方への周知や関係職員のスキルアップに取り組みます。
- ② 「愛媛県障害者権利擁護センター」や市町の「障害者虐待防止センター」における虐待に関する通報・相談対応スキルの向上を図り、虐待の早期発見と未然防止に努めるとともに、虐待を受けた障害者(児)及び養護者を支援します。
- ③ 県障害者虐待防止連携会議や県障害者虐待防止地域ネットワーク会議の開催等を通じて、県、市町、労働局、県警等関係機関の連携を強化し、虐待通報への適切な対応を図ります。

### (2) 成年後見制度の適切な利用

- ① 判断能力が十分ではない知的障害者や精神障害者等に対し、障害者本人の意思と自己決定を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら必要な代理行為や財産管理を行う「成年後見制度」が適切に利用されるよう、市町及び相談支援事業所等関係機関と連携し、普及啓発及び利用促進に努めます。
- ② 市町等の職員や相談支援専門員を対象とした研修の内容に含めるほか、法人後見の利用を促進するなど、地域において成年後見制度が利用しやすい体制づくりを目指します。

### (3) 行政機関における配慮等

- ① 県関係機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行います。
- ② 県や市町等の職員等が障害者に関する理解を深め、障害特性に応じた適切な対応ができるよう必要な研修を実施し、窓口等における障害者への配慮の徹底を図ります。

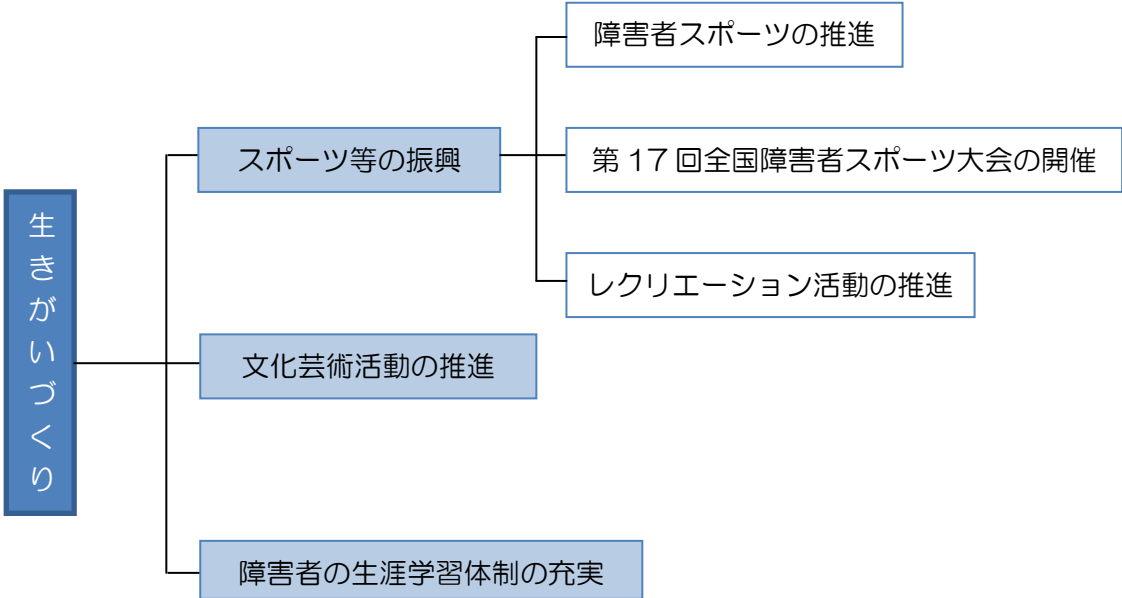
### (4) 選挙等における配慮等

- ① 障害者が、適切に選挙権を行使することができるよう、政見放送や選挙公報等において、障害特性に応じた情報提供に取り組みます。
- ② 移動に困難を抱える障害者に配慮した投票所のバリアフリー化や障害者の利用に配慮した投票設備の設置等、障害者が投票しやすい環境づくりに努めます。

## 第9節 生きがいづくり

スポーツ、レクリエーション活動や文化芸術活動は、障害の有無にかかわらず、日常生活の中でゆとりと生きがいを持って充実した生活を送るために必要不可欠なものであることから、障害者が主体的に取り組むスポーツ、レクリエーション及び文化芸術活動を支援し、障害者の社会参加の促進に努めます。

### 施策の体系



### 現状と課題

障害者が地域社会の一員として、その人らしくありのままに、住み慣れた地域で暮らすためには、障害者を取り巻く様々な障壁を取り除くことに加えて、障害者一人ひとりの心身の健康の維持、増進が必要です。

障害者スポーツやレクリエーション活動は、障害者にとって健康の維持、増進及び身体的機能の回復・向上だけでなく、明るい希望と勇気を養うものであり、自立と社会参加を図るうえで大きな役割を果たしています。

特にスポーツについては、平成23年に制定された「スポーツ基本法」には、基本理念として、

「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じて必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と定められました。

平成 29 年には、第 17 回全国障害者スポーツ大会「愛顔つなぐえひめ大会」が本県で開催されます。

国内最大の障害者スポーツの祭典である、この大会を機に、障害者スポーツ及び障害に対する県民の理解を深め、障害者の社会参加の一層の推進を図ることが重要です。

また、文化芸術活動は、知的充足感や達成感から精神的な安定をもたらすものであり、これらの活動を通じて、障害者同士、あるいは障害者と支援者等との交流が生まれ、相互の理解や連帯感が高まるという効果が期待されます。

障害者がスポーツ、レクリエーション、文化芸術活動などの様々な社会活動に参加することは、生活を豊かで潤いのあるものとし、日々の生活の中に喜びや生きがいを見出すなど、生活の質（QOL）を高めるものであり、障害者団体等が主体的に取り組んでいるスポーツ、レクリエーション、文化芸術活動を支援するとともに、その環境整備を図っていく必要があります。

## 具体的取組み

### スポーツ等の振興

#### (1) 障害者スポーツの推進

- ① 県障害者スポーツ大会等県レベル又は地域レベルにおけるスポーツ大会をさらに充実させるとともに、全国障害者スポーツ大会など全国レベルの各種競技大会、パラリンピックなどの国際大会へ積極的に選手を派遣します。
- ② 愛媛県障害者スポーツ協会の活動をはじめ、障害者が自主的に取り組んでいるスポーツクラブ等の活動を支援し、障害者のスポーツ分野におけるすそ野の拡大を目指します。
- ③ 各種競技団体の理解と協力を得て、障害者スポーツの審判員及び障害者スポーツ指導員の養成を進め、第 17 回全国障害者スポーツ大会及び同大会の開催後も含めた各種競技の県レベル、地域レベルの大会開催について環境整備を推進します。
- ④ 障害者団体や特別支援学校、競技団体等とのネットワークを活用しながら、第 17 回全国障害者スポーツ大会に向けた選手の育成・強化を継続的に支援することで、選手及びチームの競技力の継承・発展を図ります。
- ⑤ 第 17 回全国障害者スポーツ大会に向けた選手の育成・強化を礎に、2020 年の東京パラリンピックで活躍できる本県選手の発掘に努めます。

#### (2) 第 17 回全国障害者スポーツ大会の開催

- ① 平成 29 年に本県で開催される第 17 回全国障害者スポーツ大会「愛顔つなぐえひめ大会」に向け、県民への周知に努めるとともに、

## 文化芸術活動の 推進

## 障害者の生涯学 習体制の充実

選手の育成と強化を図り、愛顔あふれる素晴らしい大会開催を目指します。

- ② 大会に参加する聴覚障害者等への情報支援を行うボランティアを確保するため、市町と連携して手話通訳者や要約筆記者等の養成に努めます。

### (3) レクリエーション活動の推進

- ① 障害者の愛媛スポーツ・レクリエーション祭への参加を促進し、スポーツの楽しさを体験するとともに、明るく生き生きとした活力にあふれる生活の実現を目指します。
- ② 各障害者団体と協力して、障害者が気軽に取り組めるニュースポーツ種目を紹介するなど、障害者スポーツに関する会報等の情報を提供し、普及啓発を強化します。
- ③ 各種スポーツ交歓会、交流キャンプなどレクリエーション活動を支援します。
- ④ 障害者スポーツに加え、レクリエーションについても、育成、指導、研究等を行う指導員の養成に努めます。
- ⑤ 施設職員研修等の中で、レクリエーション指導を充実します。

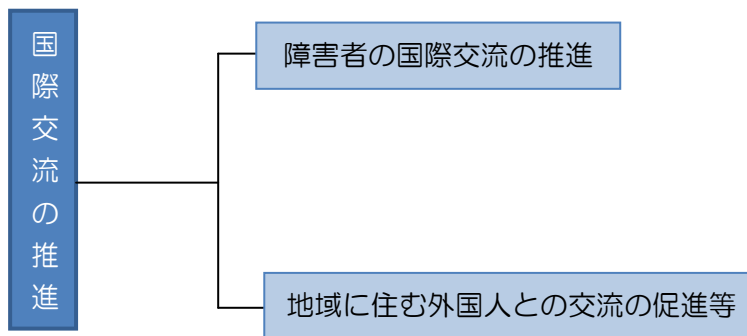
- ① 県及び市町広報等により、全国障害者芸術・文化祭や県民総合文化祭、市町における文化芸術活動への参加を呼びかけるとともに、障害者の参加しやすい環境整備を促進します。
- ② 生涯学習活動などを通じて、文化芸術活動等に自ら参加する障害者の意識啓発を図ります。
- ③ 障害者福祉推進愛媛県大会や視覚障害者文化祭等、障害者自身や障害者関係団体による様々な文化芸術活動に関する取組みを支援し、障害者の芸術分野におけるすそ野の拡大を目指します。
- ④ 福祉施設、教育機関等における障害者の創作的活動等の文化芸術活動を充実します。
- ⑤ スポーツ施設や文化芸術活動関連施設については、障害者の利用に配慮した誰もが利用しやすい施設を目指します。
- ⑥ 民間支援団体と協働し、芸術性の高い作品や作者を発掘するとともに、これらの作品や作者に対して発表の機会を確保します。

- ① 障害者を含めた県民一人ひとりが学びたいときに学ぶことができる学習機会の確保や学習情報の提供に努め、障害者の主体的な生涯学習を総合的に推進します。
- ② 生涯学習関連施設については、障害者が生涯学習活動に気軽に参加できるよう、障害者の利用に配慮した施設を目指します。

## 第 10 節 国際交流の推進

国際化が進む今日、国際交流・国際協力は、障害者の社会参加を図り、生活の質を高めるために、重要な役割を担うものであり、このためにも、障害者の国際交流の推進、地域に住む外国人との交流の促進等に努めます。

### 施策の体系



### 現状と課題

昭和 56 年の「国際障害者年」を契機として、「国連・障害者の十年（1983～1992 年）」に続く取組として、「アジア太平洋障害者の十年（当初は 1993～2002 年の 10 年間を期間としたが、2度の延長の結果、現在は、2013～2022 年まで取組期間とする）」と、国際的な取組みが相次いで実施され、障害保健福祉の分野においても、国際交流・国際協力の推進が求められております。

障害者をはじめ県民全てが、国際社会の一員として、国際的な視野を持って障害者を取り巻く様々な問題に取り組み、また、国際性豊かな人づくりを進めるために、なお一層の国際交流・国際協力の推進が必要です。

## 具体的取組み

### 障害者の国際交流の推進

国の施策との連携を図りつつ、障害に関する国際会議、パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピックス等障害者の国際スポーツ大会への参加や「アジア太平洋障害者の十年」への対応などを通じて、障害者の国際交流・国際協力の推進に努めます。

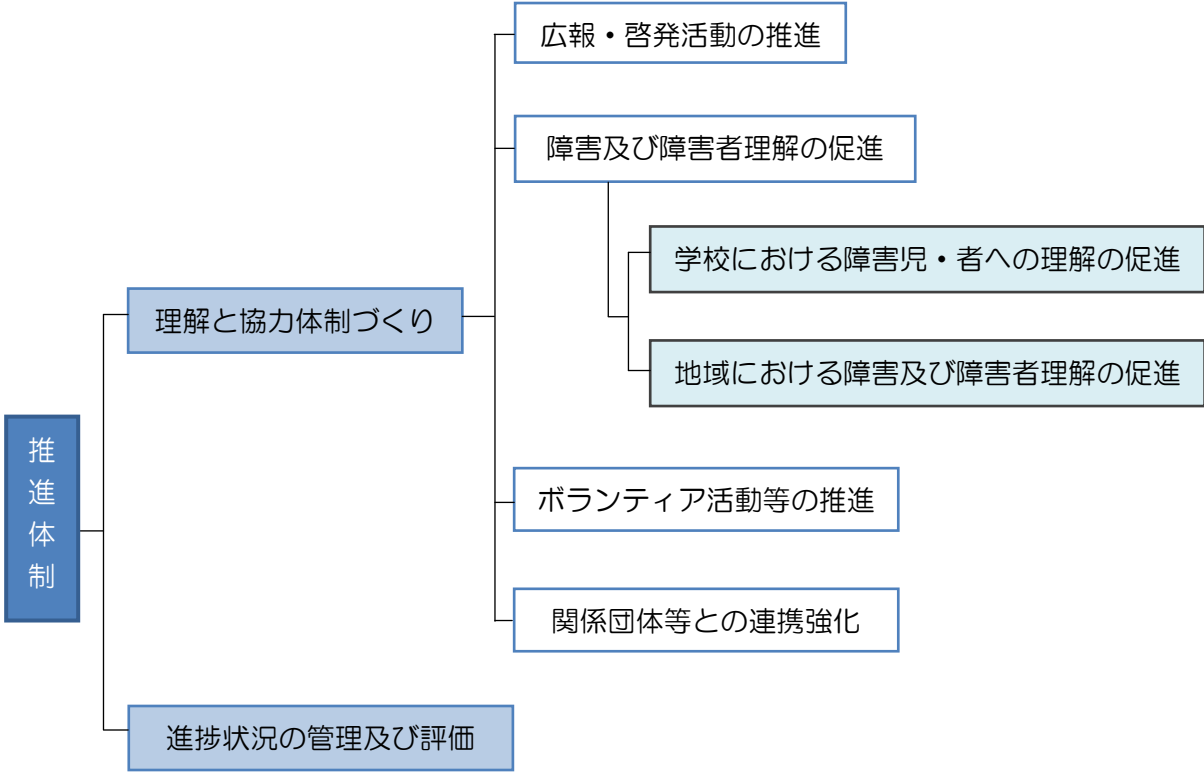
### 地域に住む外国人との交流の促進等

障害のある外国人に対しては、適切な保健福祉サービスの提供に努めるとともに、障害者と地域に住む留学生をはじめとする外国人との交流会の開催など、地域における相互理解の促進のため、民間の国際交流団体の活動を支援します。

# 第4章 推進体制

障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、共に暮らし、支え合う「共生社会」の実現を目指すため、県民の「障害」や「障害者」に関する一層の理解を深め、障害者の自立と社会参加に関する取組みを社会全体で進めることができる体制づくりに努めます。

## 施策の体系



## 現状と課題

「障害」という状態の捉え方については、昭和 55 年（1980 年）、世界保健機構（WHO）が「国際障害分類」（ICIDH）を採択し、「機能障害」、「能力低下」及び「社会的不利」の3つの概念・分類を示しました。これは、何らかの機能障害によって、能力低下が起こり、その結果社会的不利が発生するという考え方です。

その後、平成 13 年（2001 年）に、世界保健機構は、新たな考え方として「国際生活機能分類」（ICF）を採択し、「障害」を「機能障害」、「活動制限」及び「参加制約」の3つの状態として捉え、加えて「健康状態」や「環境因子」によっても「障害」が生まれるとし、より幅広い



視点から「障害」を捉えるようになりました。

さらに、平成 18 年（2006 年）に、国際連合において採択された「障害者権利条約」では、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方によって生ずるといいうわゆる社会モデルに基づく障害者の概念が提唱され、「合理的配慮」の概念とともに平成 23 年（2011 年）の障害者基本法の改正の際に盛り込まれました。

県では、障害者を決して特別視することなく、社会生活を送るうえで何らかの支援を要する人であって、一人ひとりが社会にとってかけがえのない存在であるという障害者観に基づき、これまでも「障害」や「障害者」に対する県民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念の一層の定着と障害者に対する偏見や差別といった「意識上の障壁」を解消するため、様々な広報啓発を進めてきましたが、県民や企業など社会全体の「障害」への理解と協力は、未だ十分でないと感じています。

このため、引き続き「障害」や「障害者」に対する社会の理解と協力づくりへの取組みを継続し、愛顔あふれる「共生社会」の実現を目指します。

## 具体的取組み

### 理解と協力体制づくり

#### (1) 広報・啓発活動の推進

- ① 障害者週間（12 月 3 日～9 日）に開催する障害者福祉推進愛媛県大会や、9 月の知的障害児（者）福祉月間、障害者雇用支援月間、発達障害福祉月間や精神保健福祉普及運動等の諸行事、活動を通じ、障害や障害者に対する県民への理解促進に努めます。
- ② 県の広報誌（愛顔のえひめ）やホームページ、新聞、テレビ、ラジオ等の様々な広報媒体の活用や市町、民間団体との連携による幅広い広報・啓発活動を推進します。
- ③ 障害者団体、福祉団体、ボランティア団体等が行う民間レベルの広報・啓発活動を支援します。

#### (2) 障害及び障害者理解の促進

##### ・学校における障害児・者への理解の促進

- ① 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との相互理解を深めるため、個性や多様性を認め合う教育を実施します。
- ② 互いの理解と認識を深めるため、地域の幼稚園・小中学校、高等学校等と特別支援学校との交流及び共同学習を推進します。
- ③ 学校と障害者支援施設等との交流を進めるなど、教育活動の中で福祉教育の充実を図ります。

##### ・地域における障害及び障害者理解の促進

- ① 家庭、学校、職域、地域の連携を図りながら、福祉施設体験学習や福祉イベントの開催、公共施設への視聴覚教材の導入など、地域における障害及び障害者理解の促進に努めます。

## 進捗状況の管理 及び評価

- ② 障害者支援施設等の行事への地域住民の参加や地域の行事への施設利用者の参加を通じて相互交流を図り、障害者や障害者支援施設に対する地域理解を促進します。

### (3) ボランティア活動等の推進

- ① 県民のボランティア活動に対する理解を深め、市町や福祉団体、NPOなど多様な主体による障害者のための取組みを促進するための環境の整備に努めます。
- ② 「愛媛ボランティアネット」を通して広くボランティア情報等を提供することによって、障害者支援施設等におけるボランティア活動を奨励し、障害者との交流の促進を図ります。

### (4) 関係団体等との連携強化

- ① 障害当事者団体においては、近年、高齢化と新規加入者の減少による組織力の低下が懸念されています。障害者の自立した地域生活や社会参加の促進のため、引き続き障害当事者団体の活動を支援していきます。

計画の進行管理については、「愛媛県障害者施策推進協議会」及び「愛媛県障害者自立支援協議会」に進捗状況等を報告し、意見を踏まえ、うえで効果的な施策の推進を図ります。

また、社会情勢やニーズの変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。





# 資 料

○愛媛県障害者施策推進協議会 委員名簿・条例

○愛媛県障害者自立支援協議会 委員名簿・要綱

○愛媛県障害者ニーズ調査結果（概要：抜粋）

○用語解説

愛媛県障害者施策推進協議会 委員名簿

(任期：平成26年11月21日～平成28年11月20日)

選任部門	氏名	現職
学識経験者	田中 千カ子	えひめ女性財団理事長
	下田 正	聖カタリナ大学教授
	定松 修一	愛媛県理学療法士会会長
	黒田 典生	日本精神科病院協会愛媛県支部長
	吉野内 直光	特定非営利活動法人愛と心えひめ理事
障害者、障害者自立・及び社会参加事業関係者	河内 修二	愛媛県身体障害者団体連合会会長
	公原 憲代	松山手をつなぐ育成会副会長
	大岩 金司	愛媛県精神障害者福祉会連合会会長
	笠松 美智子	愛媛県ホームヘルパー協議会会長
	樫尾 博一	障害福祉サービス事業所「ワークいかた」施設長
	上甲 カズ子	障害支援施設「フレンドまつの」施設長
	小日向 毅	愛媛障害者職業センター所長
	印南 扶美恵	新居浜特別支援学校校長
行政関係者	菅 良二	愛媛県市長会会長
	白石 勝也	愛媛県町村会会長
	兵頭 昭洋	愛媛県保健福祉部長

## 愛媛県障害者施策推進協議会条例〔平成6年7月15日愛媛県条例第17号〕

### （趣旨）

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第3項の規定に基づき、愛媛県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （組織）

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

### （委員）

第3条 委員は、学識経験のある者、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### （会長）

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### （会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （幹事）

第6条 協議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の所掌事務について、会長及び委員を補佐する。

### （庶務）

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

### （雑則）

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

愛媛県障害者自立支援協議会 委員名簿

(任期：平成25年11月1日～平成27年10月31日)

区 分	氏 名	現 職
学識経験者	田 中 千カ子	えひめ女性財団理事長
障害者団体 関係者	水 田 恒 二	愛媛県身体障害者団体連合会副会長
	柴 田 徳 子	愛媛県手をつなぐ育成会理事
	利 田 等	NPO法人SORA理事長
	菅 裕 子	愛媛県難病等患者団体連絡協議会会長
支援従事者	加 地 彰 子	多機能型事業所ぱればれウィンカル管理者
	五 島 裕 子	特定非営利活動法人愛媛県相談支援協会理事長
	丸 田 一 郎	愛媛県精神保健福祉士会会長
	浅 木 和 親	愛媛県立松山盲学校教頭
	生 田 秀 朗	ほほえみ工房ぱれっと道後所長
関係行政 機関職員	村 上 誠 二	今治市健康福祉部福祉事務所障害福祉課長
	三 木 優 子	中予保健所長



## 愛媛県障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 県内における障害者の相談支援の体制（以下「相談支援体制」という。）を構築するとともに、その適正かつ円滑な運営を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、愛媛県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を取扱う。

- (1) 相談支援体制の構築に関すること。
- (2) 相談支援に従事する人材の育成に関すること。
- (3) 障害者の地域生活を支援するための社会資源の充実等に関すること。
- (4) 専門的分野における支援方策に関すること。
- (5) その他相談支援体制の適正かつ円滑な運営に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障害者の保健・福祉に関する学識経験を有する者
  - (2) 障害者団体関係者
  - (3) 障害者の支援に従事する者
  - (4) 関係行政機関の職員
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項についての専門的な調査又は検討を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、分野又は地域を定め複数置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部生きがい推進局障害福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

# 障害者ニーズ調査結果（概要：抜粋）

## 1 調査の概要

- 調査対象者：身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者
- 抽出方法：各市町で年齢、障害種別に留意した無作為抽出（一部県調査）
- 調査方法：各市町で郵送配布・郵送回収（一部県配布・回収）
- 調査期間：平成26年6月～平成26年8月
- 調査反映数：8,010件（回答者数との差4件は、回答無表示、回答判別困難だったものです。）

項目	県ニーズ調査			
	調査反映数	回答者数	アンケート配布数	回収率
合計	8,010	8,014	14,997	53.4%

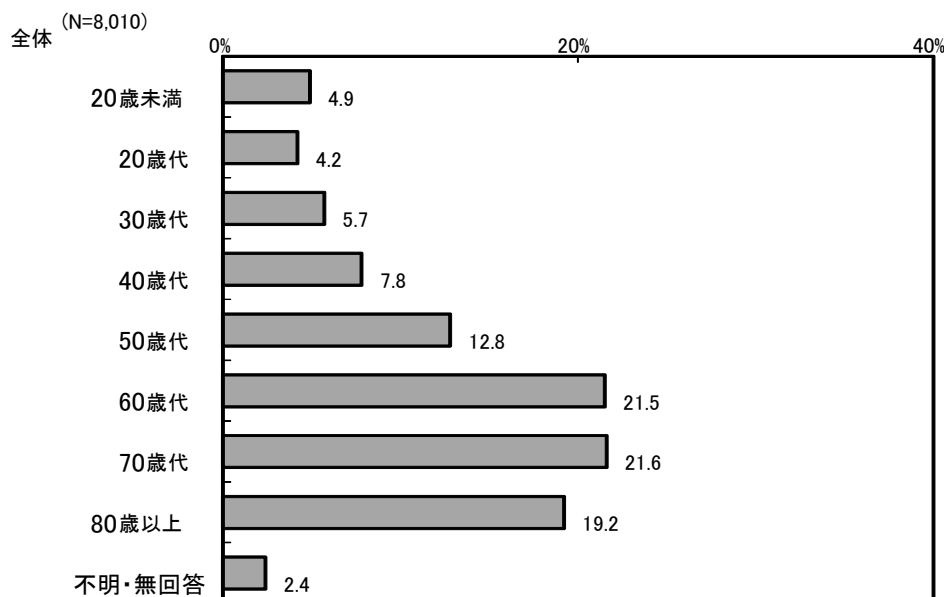
## 2 アンケートの見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

## 3 回答いただいた方の状況

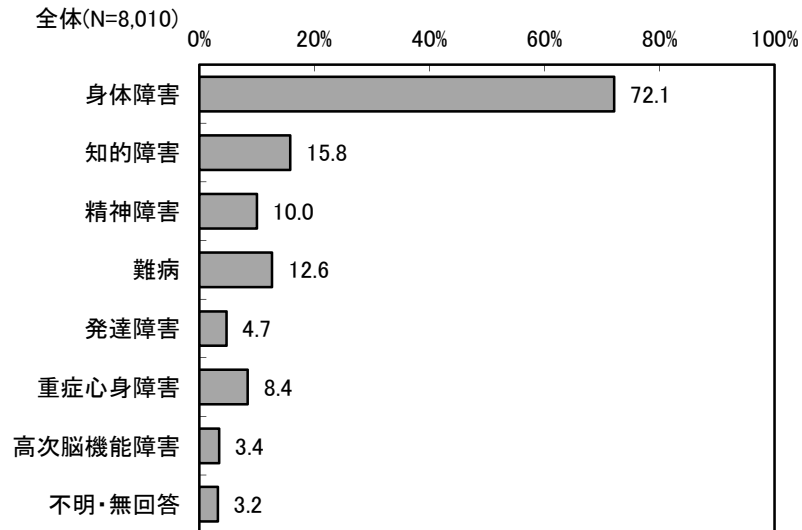
### 回答いただいた方の年齢

あて名ご本人の年齢についてみると、「70歳代」が21.6%と最も高く、次いで「60歳代」が21.5%、「80歳以上」が19.2%となっています。



## 回答いただいた方の障害種別について（あてはまるすべてに○）

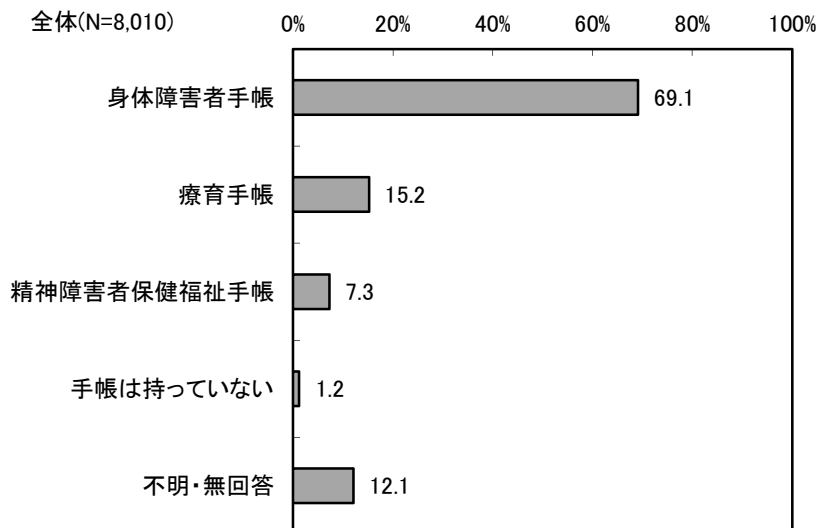
障害の内容についてみると、「身体障害」が72.1%と最も高く、次いで「知的障害」が15.8%となっています。



## 「障害者手帳」の種類、等級、判定（あてはまるすべてに○）

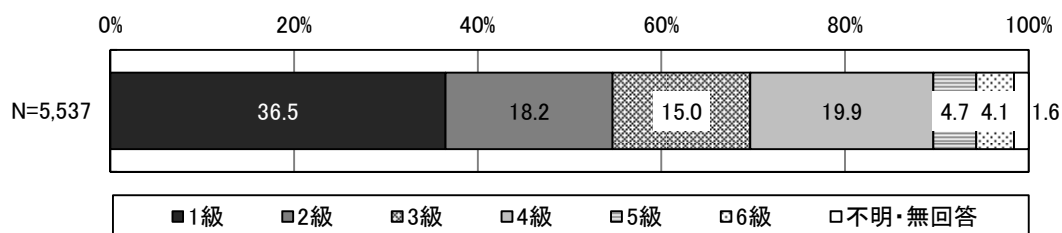
障害者手帳の種類についてみると、「身体障害者手帳」が69.1%と最も高く、次いで「療育手帳」が15.2%となっています。

### ◎障害者手帳の種類について



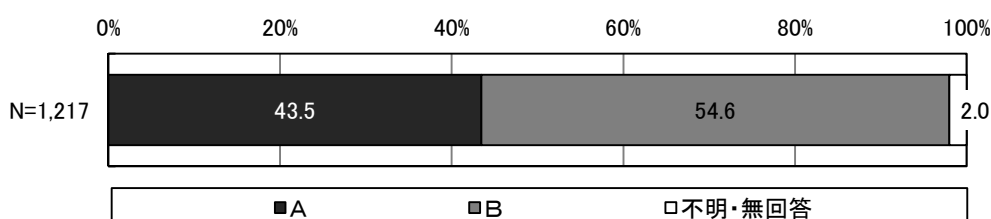
### ◎「身体障害者手帳」をお持ちの方の等級について

『身体障害者手帳』の等級についてみると、「1級」が36.5%と最も高く、次いで「4級」が19.9%、「2級」が18.2%となっています。



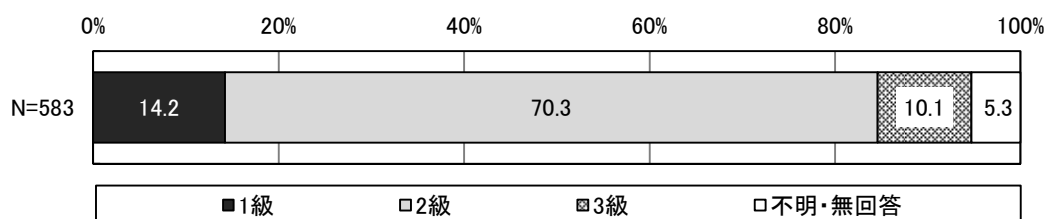
### ◎「療育手帳」をお持ちの方の判定について

『療育手帳』の判定についてみると、「A」が43.5%、「B」が54.6%となっています。



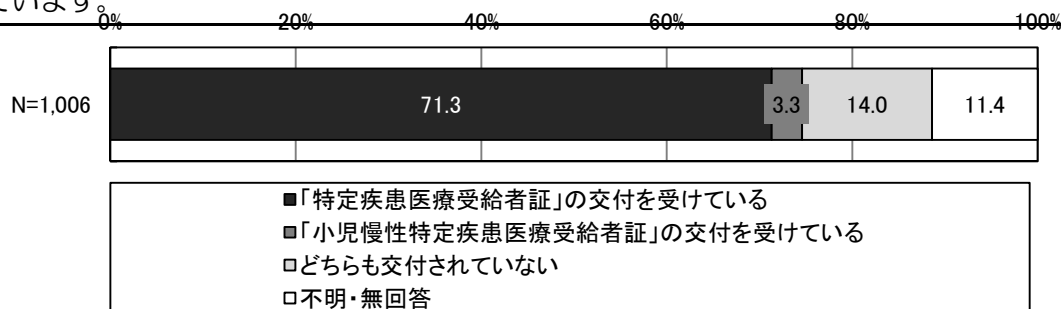
### ◎「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちの方の等級について

『精神障害者保健福祉手帳』の等級についてみると、「2級」が70.3%と最も高く、次いで「1級」が14.2%となっています。



### ◎難病患者の方で、「特定疾患医療受給者証」、「小児慢性特定疾患医療受給者証」の交付を受けている方（あてはまるものに○）

障害のある方ご本人が難病患者の場合についてみると、『特定疾患医療受給者証』の交付を受けている」が71.3%と最も高くなっており、次いで「どちらも交付されていない」が14.0%となっています。

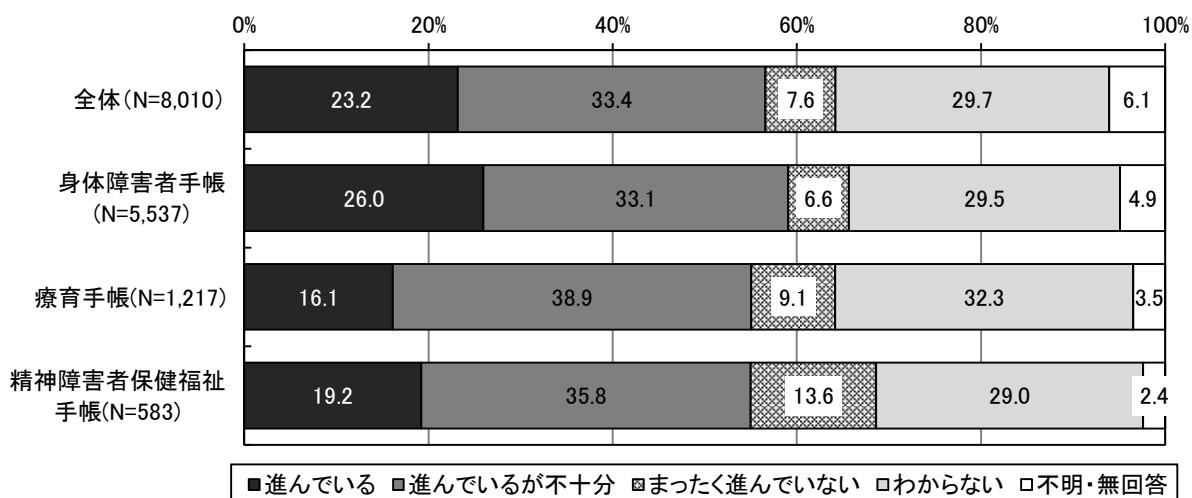


## 4 共生社会（障害（者）に対する周囲の理解）

### 周りの人の理解の進捗について（〇は1つ）

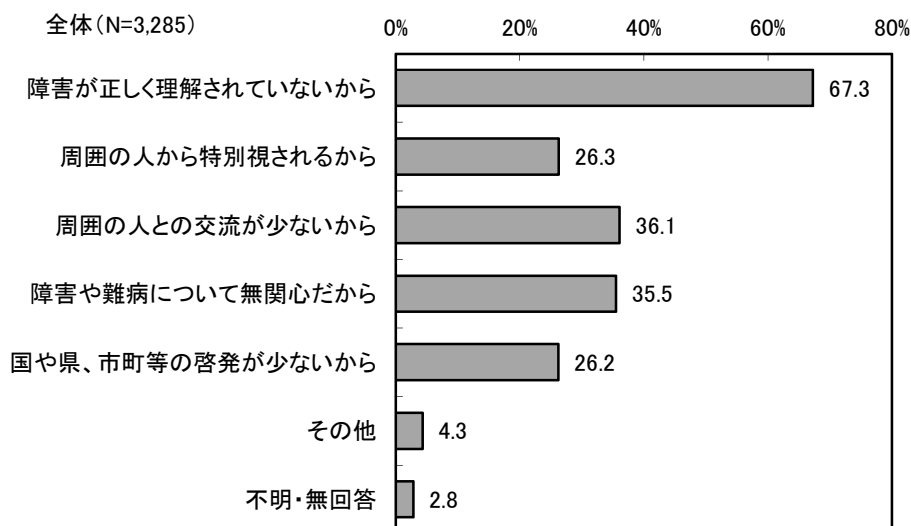
周りの人の理解についてみると、全体では「進んでいるが不十分」が33.4%と最も高く、次いで「わからない」が29.7%となっています。

手帳別にも、「進んでいるが不十分」が最も高くなっています。



### 周りの人の理解が進まない理由（あてはまるもの3つに〇）

周りの人の理解が進まない理由についてみると、全体では「障害が正しく理解されていないから」が67.3%と最も高く、次いで「周囲の人との交流が少ないから」が36.1%、「障害や難病について無関心だから」が35.5%となっています。

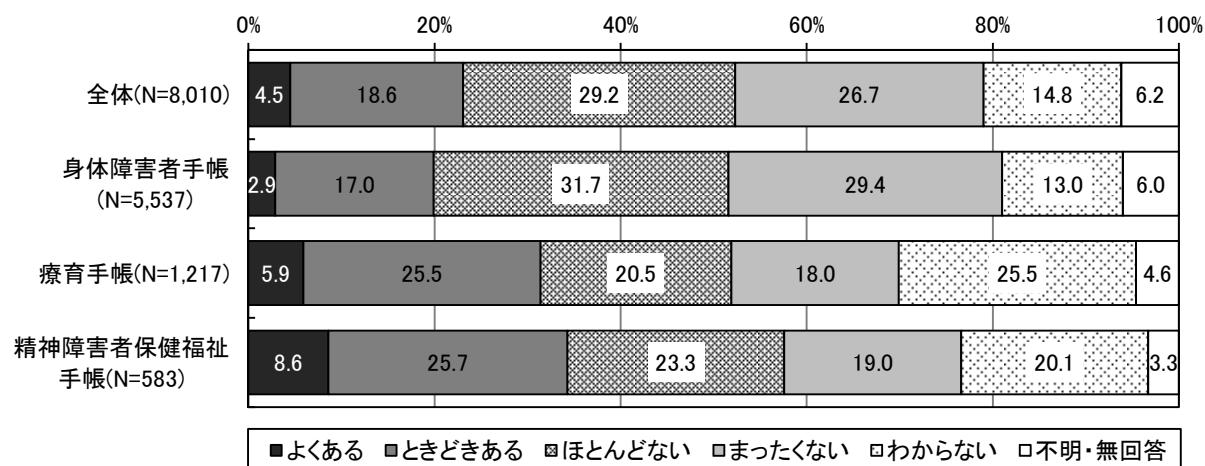


## 5 共生社会（障害者の権利）

### 障害を理由とした差別的扱いをされた経験の有無について（○は1つ）

障害を理由とした差別的扱いをされ、いやな思いをしたことがあるかどうかについてみると、全体では「ほとんどない」が29.2%と最も高く、次いで「まったくない」が26.7%となっています。

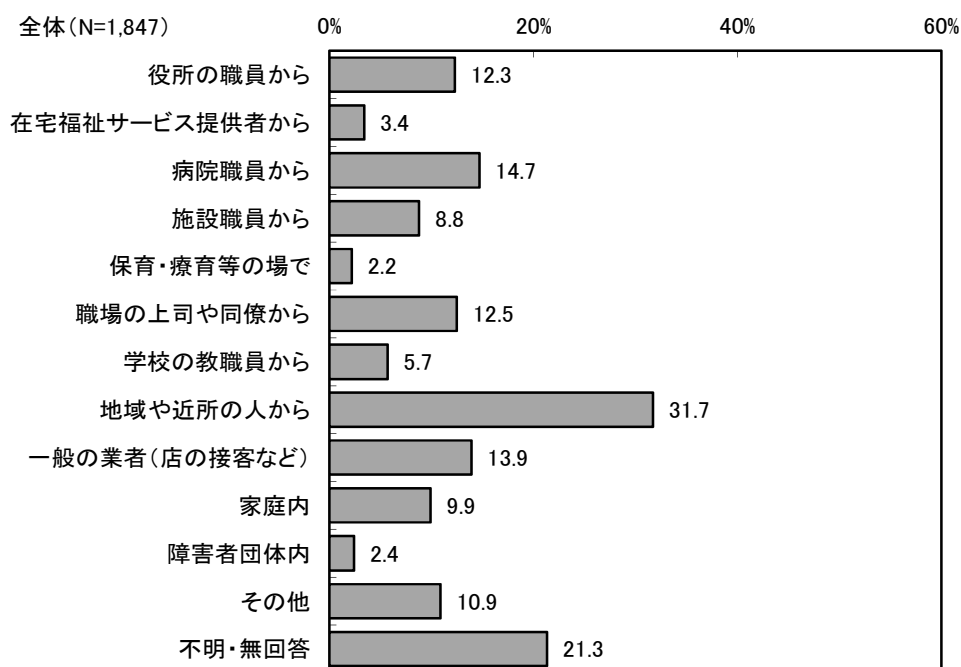
一方、全体では23.1%の方が、特に精神障害者保健福祉手帳所持者の方は34.3%の方が「よくある」、「ときどきある」と回答しています。



### 差別的扱いをされたと感じた場面（あてはまるものすべてに○）

いやな思いをどのような方から又はどのような場面で感じたかについてみると、全体では『言動や態度等によるいやな思いをした方』においては、「地域や近所の人から」が31.7%と最も高く、次いで『病院職員から』が14.7%となっています。

#### 【言葉や態度等によるもの】

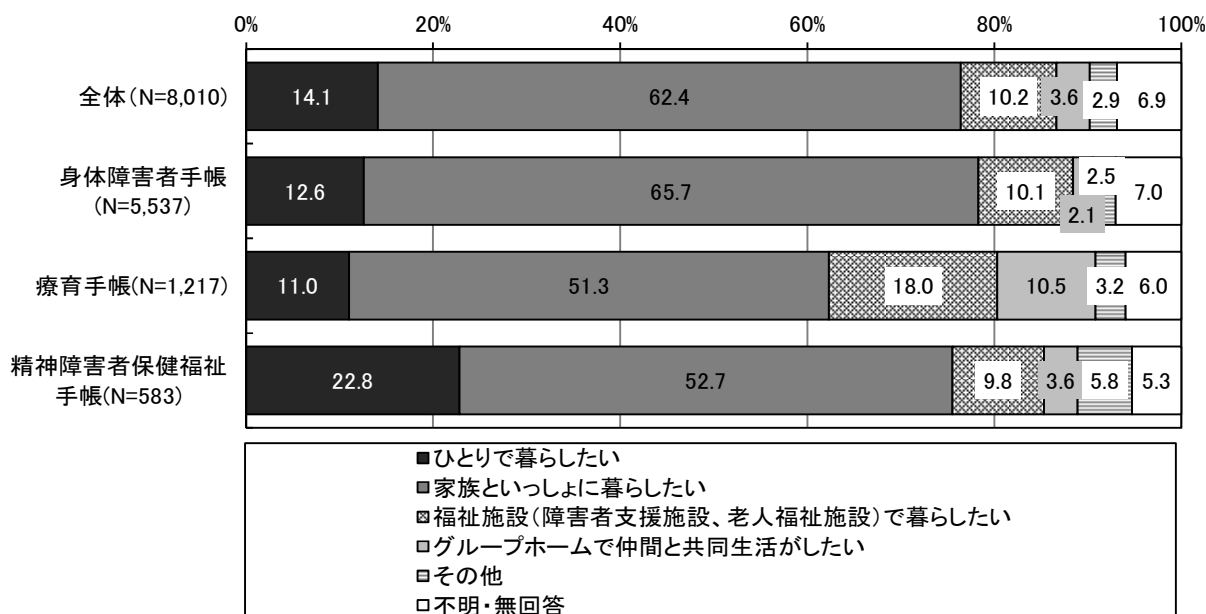


## 6 生活環境（安心した生活）

### 今後どのように暮らしたいと思っているか（○は1つ）

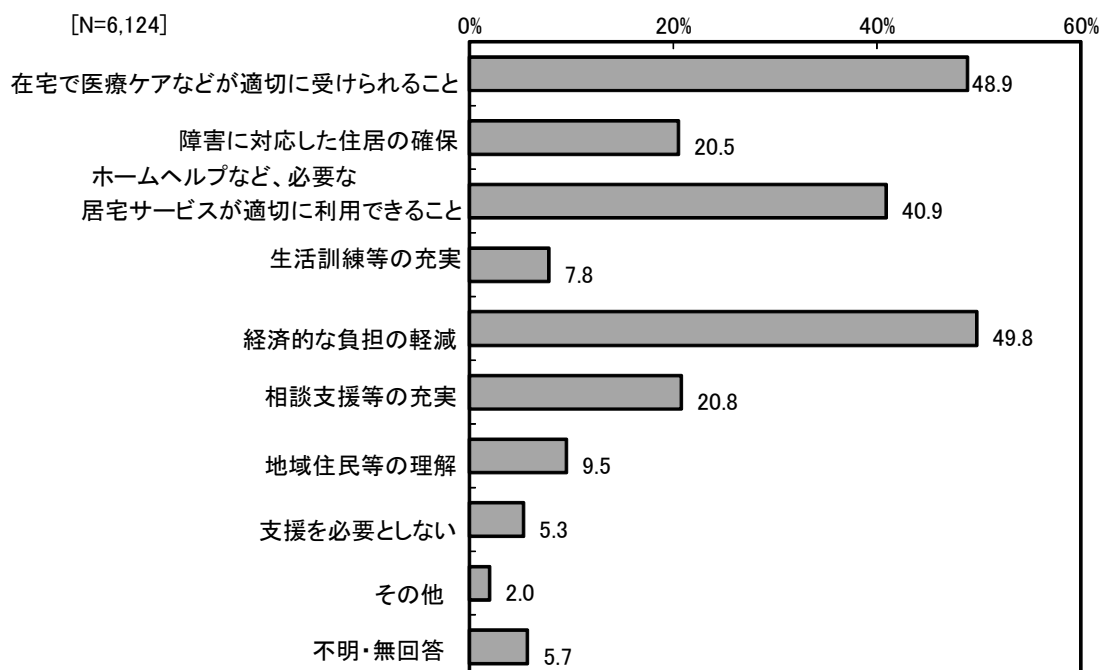
今後、どのように暮らしたいかについてみると、全体では「家族といっしょに暮らしたい」が62.4%と最も高く、次いで「ひとりで暮らしたい」が14.1%となっています。

手帳別にみると、療育手帳所持者では「福祉施設（障害者支援施設、老人福祉施設）で暮らしたい」が18.0%と他と比べて高くなっています。



### ひとり又は家族と暮らすために必要な支援（あてはまるもの3つに○）

どのような支援があればよいかについてみると、「経済的な負担の軽減」が49.8%と最も高く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が48.9%となっています。



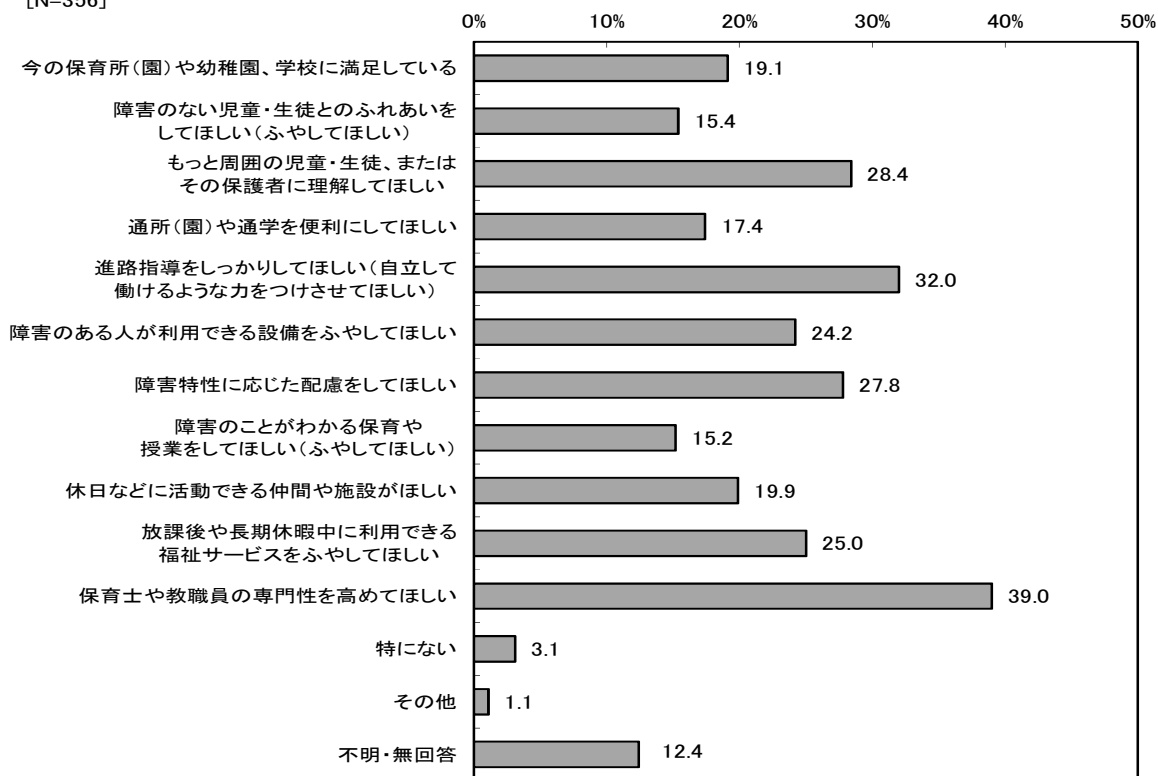


## 7 療育・保育・教育

### 保育や教育について今後必要だと思うこと（あてはまるもの4つに○）

保育や教育について今後必要だと思うことについてみると、「保育士や教職員の専門性を高めてほしい」が39.0%と最も高く、次いで「進路指導をしっかりとしてほしい（自立して働けるような力をつけさせてほしい）」が32.0%となっています。

[N=356]

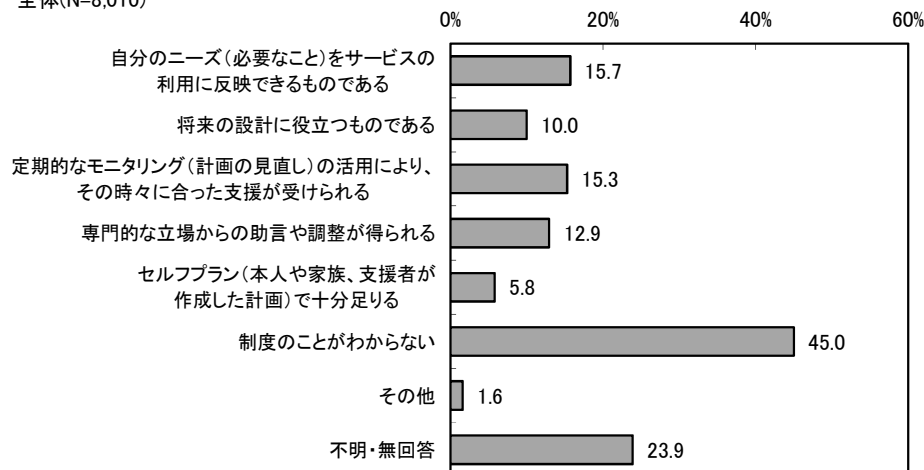


## 8 相談支援（計画相談支援）

### 「計画相談支援」、「障害児相談支援」の利用について（あてはまるすべてに○）

「計画相談支援」、「障害児相談支援」の利用についてみると、全体では「制度のことがわからない」が45.0%と最も高く、次いで「自分のニーズ（必要なこと）をサービスの利用に反映できるものである」が15.7%、「定期的なモニタリング（計画の見直し）の活用により、その時々合った支援が受けられる」が15.3%となっています。

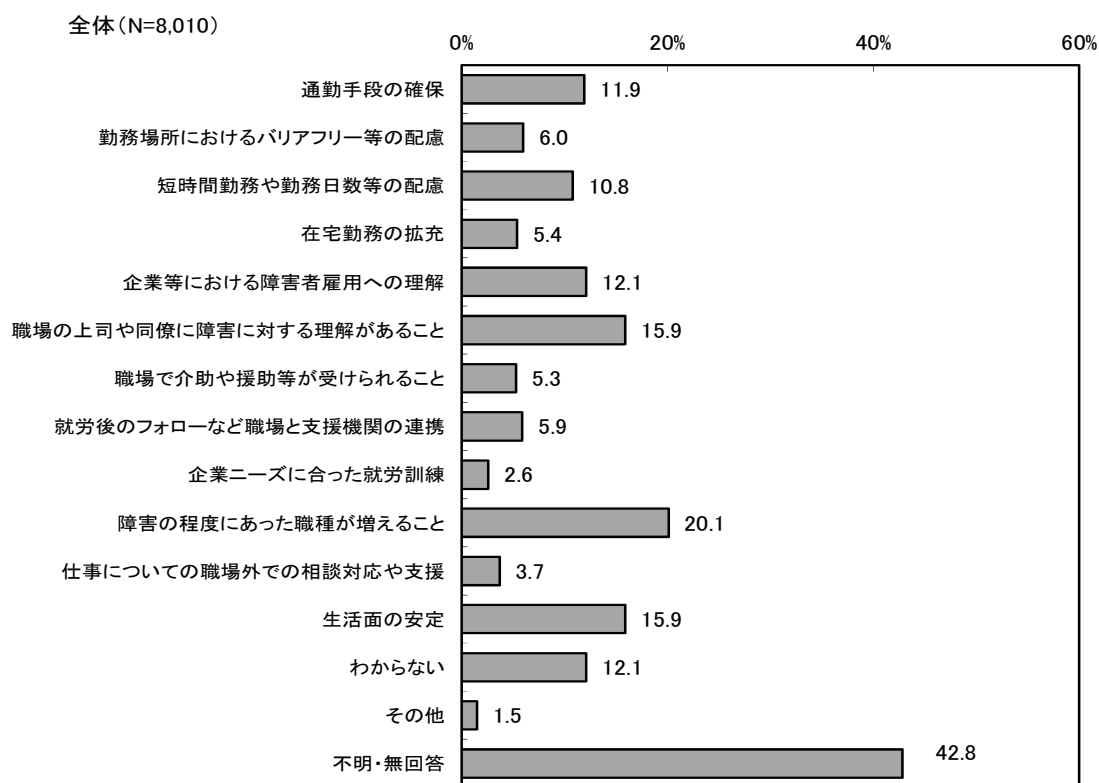
全体(N=8,010)



## 9 就労

### 就労支援として必要なこと（あてはまるもの3つに○）

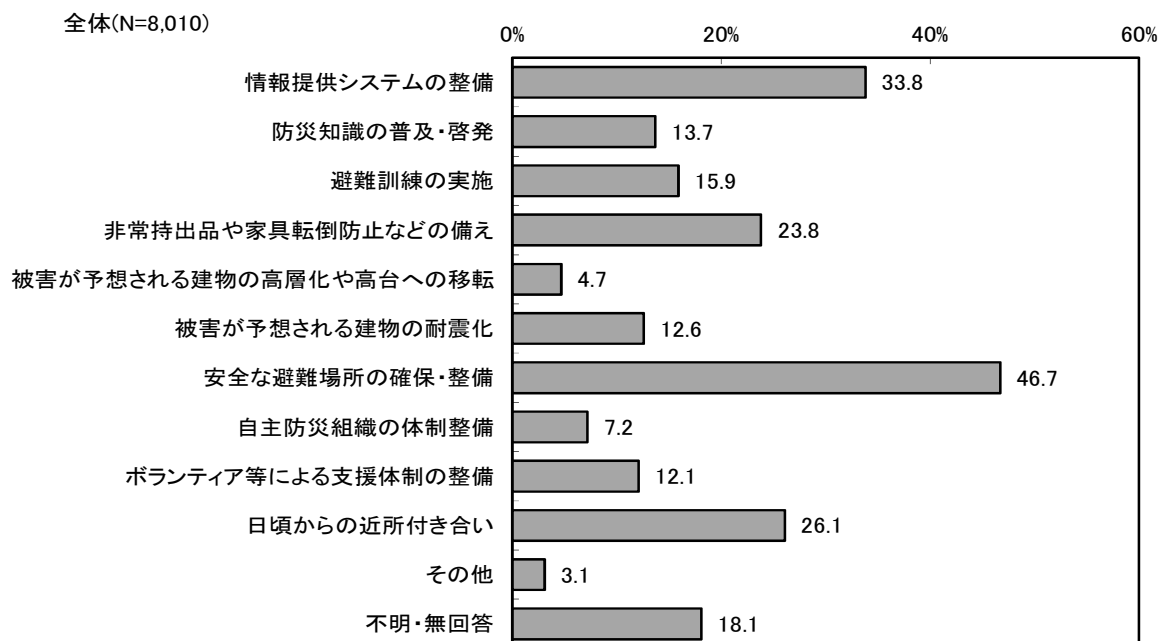
就労支援として必要だと思うことについてみると、「障害の程度にあった職種が増えること」が20.1%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害に対する理解があること」、「生活面の安定」がともに15.9%となっています。



## 10 防災

### 緊急時のために必要な対策について（あてはまるもの3つに○）

大規模災害などの緊急時のために必要な対策についてみると、「安全な避難場所の確保・整備」が46.7%と最も高く、次いで「情報提供システムの整備」が33.8%となっています。



# ようごかいせつ 用語解説

## 【あ行】

### アスペルガー症候群(P6)

発達障害の一種で、知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障害、コミュニケーションの障害及び行動と興味の範囲が限局的で常同的であることを特徴としている。

### インクルーシブ教育システム(P17, 18)

障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

### ADHD(注意欠陥多動性障害)(P18)

→注意欠陥多動性障害を参照。

### 愛顔のえひめ特別支援学校技能検定(P18)

特別支援学校生に対して、清掃、接客、販売実務の3部門の技能検定を実施し、障害のある生徒の社会参加・自立につながる力を育成する。

### 愛媛県心と体の健康センター(P15, 16, 25)

心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談、思春期精神保健相談をはじめ、ひきこもり、発達障害、自殺予防、アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症相談を含め、精神保健福祉全般の相談や診療を行う愛媛県の機関。

(〒790-0811 松山市本町 7-2 愛媛県総合保健福祉センター内 電話 089-911-3880)

### 愛媛県障害者権利擁護センター(P36)

職場における障害者虐待対応の窓口。

(〒790-8553 松山市持田町 3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館内 電話 089-968-2201)

### 愛媛県消費者教育推進計画(P33)

消費者教育推進法に基づき県が策定する計画。様々な生活の場面や子どもから大人までのライフステージに応じて、生涯を通じた体系的かつ実践的な消費者教育を推進していくためのもの。

### 愛媛県総合保健福祉センター(P25)

児童虐待やDV(配偶者等からの暴力)、心の健康、障害などに関する相談に当たる県の相談機関を集約し、ワンストップで対応できる体制の整備を目的に開設された愛媛県の機関。

(〒790-0811 松山市本町 7-2)

### 愛媛県地域防災計画(P32)

災害対策基本法の規定により定められた、愛媛県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、愛媛県の地域に係る防災対策の大綱。

### **愛媛県福祉人材センター(P25)**

厚生労働大臣の許可を受け、「職員を採用したい」社会福祉サービス実施機関と「福祉分野に就職したい」求職者の橋渡し役を行う「福祉人材無料職業紹介事業」を実施。

(〒790-8553 松山市持田町 3-8-15 愛媛県総合社会福祉会館内 電話 089-921-5344)

### **愛媛県発達障害者支援センター(P10, 11)**

発達障害がある障害児・者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害者支援法に基づき愛媛県が運営する機関。

(〒791-0212 東温市田窪 2135 番地 子ども療育センター内 電話 089-955-5532)

### **愛媛県立子ども療育センター(P10, 11)**

障害児総合支援体制の確立を図るため、福祉・保健・医療・教育が連携した総合的なサービスを提供する県内地域療育の拠点として、平成 19 年 4 月 1 日に開所した愛媛県が運営する施設。

(〒791-0212 東温市田窪 2135 番地 電話 089-955-5533)

### **LD(学習障害)(P18)**

→学習障害を参照。

### **【か行】**

#### **学習障害(LD)(P6, 18)**

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態。

#### **基幹相談支援センター(P9)**

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業等障害者の相談支援を総合的に行うことを目的とする。

#### **高次脳機能障害(P10, 15)**

脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。

#### **高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)(P1, 7, 28)**

高齢者や障害者などの自立した日常生活や社会生活を確保するために、旅客施設、道路等に対してバリアフリー化基準(移動等円滑化基準)への適合を求めるとともに、高齢者や障害者などが利用する施設が集中する地区(重点整備地区)において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置などを定める。

#### **高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)(P27, 28)**

建築物のバリアフリー対応に係る利用円滑化基準等を定めた法律。

#### **高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)(P27)**

旅客施設や車両など公共交通機関のバリアフリー対応に係る移動円滑化基準等を定めた法律。

## 【さ行】

### サービス管理責任者(P24, 25)

指定障害福祉サービスを実施する事業所等において、個々のサービス利用者の初期状態の把握や個別支援計画の作成、定期的な評価など一連のサービス提供プロセス全般に関して責任を有すとともに、他のサービス提供職員に対する指導的役割を担う職員。実務経験と相談支援従事者及びサービス管理責任者研修の受講が要件となる。

### サービス等利用計画(P9)

障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障害者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

### 市町障害者虐待防止センター(P36)

市町における障害者虐待に関する通報や、虐待を受けた障害者本人からの届出の窓口。県内 20 市町すべてに設置されている。

### 児童発達支援管理責任者(P25)

障害児施設・事業者配置され、利用児童に対して個別支援計画を作成し療養を主導するとともに、他のサービス提供職員に対する指導的役割を担う職員。実務経験と相談支援従事者及び児童発達支援管理責任者研修の受講が要件となる。

### 自閉症(P6)

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ②言葉の発達の遅れ③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。

### スペシャルオリンピックス(P41)

知的障害のある人たちに様々なスポーツトレーニングとその成果の発表の場である競技会を、年間を通じ提供している国際的なスポーツ組織。

### 自立支援医療(P15)

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。対象者は以下のとおり。

- 精神通院医療：精神保健福祉法第 5 条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者。
- 育成医療：身体に障害を有する児童で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18 歳未満)。
- 更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18 歳以上)。

### 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(住宅セーフティネット法)(P28)

障害者等で住宅の確保に特に配慮を要する者に対応するため、賃貸住宅の供給の促進に関する施策の基本となる事項等を定めたもの。

### **障害者就業・生活支援センター(P21)**

就職を希望する障害者、あるいは在職中の障害者が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う。

### **身体障害者等用駐車場利用証制度(パーキングパーミット制度)(P29)**

県内の公共施設などに設置された身体障害者等用駐車場の適正利用を図るため、利用対象者に県内共通のパーキングパーミット(身体障害者等用駐車場利用証)を交付し、当該駐車場を設置する事業所等の協力を得ながら、歩行困難者の方々に配慮した福祉社会づくりを推進する制度。

### **相談支援専門員(P9, 12, 24, 25, 36)**

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。

### **【た行】**

#### **第2次県民健康づくり計画「えひめ健康づくり21」(P14)**

健康増進法第8条第1項に規定される都道府県健康増進計画であるとともに、第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」に基づく県民健康づくり運動の実践計画。

### **地域活動支援センター(P22)**

障害者及び障害児を対象に、通所の方法により創作活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進を図るなど、地域における障害者福祉の増進を図ることを目的とした施設。(26年4月1日現在、県下に36施設。)

### **注意欠陥多動性障害(ADHD)(P6, 18)**

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

### **デフリンピック(P41)**

障害当事者であるろう者自身が運営する、ろう者のための国際的なスポーツ大会。

### **特別支援教育校内委員会(P18)**

特別な教育的支援を必要とする子どもの実態把握を行い、保護者の願いを聞き、関係機関との連携のもと、学校全体で、より適切な指導・支援をするための組織。

### **特別支援教育コーディネーター(P18, 19)**

特別支援教育における、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者。

### **【な行】**

#### **難病相談・支援センター(愛媛県難病相談・支援センター)(P16, 22)**

地域で生活する難病患者やその家族に対し、専任の相談員が電話、面接等により療養や日常生活等に関して相談・支援及び情報提供を行う。

(〒790-0811 松山市本町7-2 愛媛県総合保健福祉センター内 電話 089-917-8784)

### **ノーマライゼーション(P2, 28, 43)**

障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。

### **【は行】**

#### **パラリンピック(P38, 41)**

4年に1度、オリンピック終了後にオリンピック開催都市で行われている。主に身体障害者を対象とした競技大会の中で世界最高峰の障害者スポーツ大会。夏季競技大会と冬季競技大会が開催される。

#### **バリアフリー(P7, 19, 27, 28, 36)**

障害者等の歩行、住宅などの出入りを妨げる物理的障害がなく、動きやすい環境をいう。今日では物理的な障壁を取り除くことだけでなく、制度的・心理的・情報等、障害者を取り巻く生活全般に関連している障壁(バリアー)を取り除く(フリー)ことをいう。

#### **ピアカウンセリング(P9, 12)**

障害者などが、自らの体験に基づいて、同じ立場にある他の障害者などの相談に応じ、問題解決のための助言を行うこと。

#### **福祉避難所(P32)**

介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要配慮者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。

### **【や行】**

#### **ユニバーサルデザイン(P11, 28)**

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

### **【ら行】**

#### **リハビリテーション(P13, 14, 15, 25)**

心身に障害のある者の全人間的復権を理念として、障害者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。







愛媛県保健福祉部生きがい推進局障害福祉課  
〒790-8570  
愛媛県松山市一番町4丁目4-2  
TEL (089) 912-2420  
FAX (089) 931-8187  
E-mail syougaihukus@pref.ehime.jp

愛媛県イメージアップキャラクター みきゃん